

内 咬

5

構改思潮→生活実利主義を撃て！

’76夏

全国反帝戦線連合

八跋

- 大学問題の本格的浮上と時代水準下の集団問題についての提起
日大「学費」闘争の終りと政治の壁とは何か?
再び、まず^廻より始めよ!

青学大闘争報告

- 序
労闘域と我等がかくめいの現在
公開労闘講座総括
生活の現存性と思想回路
第3回労斗講座発言
支援者にとって○○○争議の内部問題とは、いかなる課題か
争議団支援に象徴される政治的客觀性の時代的根拠について
反帝戦線光文社闘争班

実行委 山本一郎
神岡 隆誠
浅川 隆誠
岡崎 浩
福智英彦

58 52 48 45 23 16 11 5 1 1

II

I

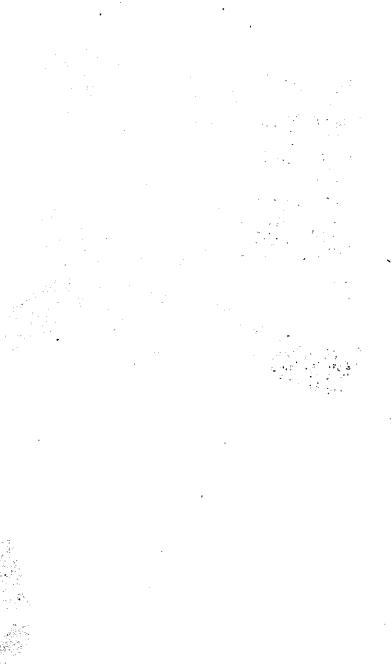
呐

喊

五号

八目次

V



I

八序▽

一、労闘域と我等がかくめいの現在

一、公開労闘講座総括

一、生活の現存性と思想回路

——第3回労闘講座発言——

一、支援者にとって○○○争議内部問題とはいかなる課題か

一、争議団支援に象徴される政治的客觀性の時代的根拠について

△序▽

我々が党派結成以来、6年の歳月を経て、政治組織としても、構成メンバーの個々人としても、様々な社会的経験を持つて来ているし、又構成メンバーの出身階層中も拡大し、様々に変化を持ってきている。ここで抽出したいのは、その経験と場の質であり、それが我々が創り出すものとしての「階級」を主張したものに対し、概念としてのそれを対置した党派思想と最も激しく対立内容ものである。

現在の日本社会は、技術構成の高次化を中心とした経済社会構成の無秩序的膨化の裡にあり、労働本質と家族本質を概念 자체としてとり出すことと、日常の諸編成の中でそれを果すとの落差は気のとおくなる程拡大している。我々はこの対象的課題を組織的にも個々的にも△社会運動▽や社会の局所の内部で解くことを経験的になし、その水準を公開するプロセスを△政治▽の帶域で果すといふことに全力を擧げて模索して來た。つまり表現域に身を於くが故に、大衆が公開の場では△のみくだし▽て腹におさめ、個や家族の中では過激にか、心的屈折を残して穩健にふるまうという過程と場の総体を透視し拮抗するため、仮構ではなく、現実の関係場をもつて來たし、もたされて來た。この知的コミュニケーションとは180度異なるコミュニケーションの模索は、70年代初期の沖縄一砂川三里塚斗争や、それ以降の諸政治、社会運動に於いてためされ、昨年夏以降の、共産同内論争を頂点に、一定の勝利を收めつつあると自負してよいだろう。政治を、「政治を相対化する」とこととしてつ

くり出すという矛盾は70年代後半期に至り、△表現▽問題、△関係▽問題へと収斂して来たことは、日本の革命思想や、民衆運動の一里塚となるであろう。政治を政治として扱うものに対して、我々の非政治、反政治の「政治」は、はげしく衝突しつづけるであろう。恣意的自由と党派思想の、現実放棄と現実肯定の連鎖の「花」思想が跋扈する中で、我々は更に、関係を、組織を、政治思想の中心問題であると主張する。本呐喊は、昨夏同盟内論争を経る中で、つたない、あるいはしたたかな我々の社会的局所への政治組織の構成メンバーとして関わった軌跡と、政治主張の一集成である。従来の「呐喊」のバックナンバーと比較して検討されることを希う。

労闘域と我等がかくめいの現在

始めに

組織、戦線の内的混迷はより深化し、異質な様相を見せていく。

世の中の全てのかつて在つたものが、そして今在るものが全て危機に見まわれながらも、その危機の根因が何處からやつてくるのか、この心的・世界の寒々としたすき間風をどこかでやり過ごす程の余裕もなく、我々はどこに行こうとするのかを問う以前に、膨大に累積してしまつた課題が山積みされ手もつけられず立ち止まつてしまふどこにもありふれた時代の共時的な「過渡的」現実は、更に色濃く、国家も、社会も、諸個人にも区別なく横切つてゐる。

我々は向から始めるべきか。この時代の共時的現実を透視し続けることから。我々は何処へ行かんとするのか。全ゆる凝製的共同性と階級を打倒し止揚していくことに向けて、幻想と関係のかくめいへ。我々はどのような途を歩まんとするのか。我々が好む、好まるを得ず引き寄せてしまつた集団の内部的せめぎあいをくぐり、相互關係の自立へ向かう細い思想を手さぐりでたぐり寄せながらである。

ここでは、何時の時代でも、初発の契機や政治、思想態度を常に生起する「現在時」において再構成していく政治主体の意志と持続力だけが唯一の武器である。

我々は、組織的には、75年の大半を、三上問題に象徴される同盟内論争の煮つまりに応じて、内部論争の組織化を強いられてきた。が、76年以降、全戦線でこの間の内部論争を、政治一組織一運動の側に護得してきた一定の蓄積をもつて政治的反撃体制に転じ、不充分であれ、△労斗域△に限つてみると、五回に延びる連続労斗講座、光文社、教育社、弘済会等への組織的争議支援闘争の取り組み、教教研、自治体労研への持続的政治的闘争、関西を中心とする各地

区労研活動の強化・拡充を果たし、一定の組織的力量を蓄積してきた。

現代の政治一組織一主体の課題は、この間の蓄積の延長上で生起していく、異質な、新しい社会の共時的現実を「かくめい」へ連関させ、尖端的政治へ露出させていく方位と、政治組織運動として、如何に連帶し、どのように応えきつていくのかといふ問題である。

ここでは、日々我々の政治一組織一実践の根柢からの検討がさせられ、集団内関係矛盾、諸個人の生活条件の転換への思想態度とプロセスの鮮明化が、状況の側から問われてゐる。現在において回答すべき課題は全領域をおおつてゐるが、ここでは△労斗域△という足下の問いを検討しつつ、我々の「かくめい」の現在的課題について検討していきたい。

<1>

△労斗域△に於ける闘かいが向うでいる本当の問題は、△争議団△問題に象徴化されている。

現象的には強いられている△争議状態△が社会関係や家族構成からの空間的隔絶感を不可避として浮上させることへの集団としての対処であると思われる。

このことは、ひとつには争議団編成の側に引き寄せられて、自らを含む集団と自らにとつての集団が斗争の行方とは別の、泥々とした日々の日常経験にとつての△争議△の意味を追いつめているし、争議の構成員の側に引き寄せてみれば、生活域にとって大衆像から更に遠く隔絶するいびつな生活構成への具対の方策への焦躁として

現出しているかのようにみえる。
自らの現存性を除外した△争議△とは何か、生活とは何かといふ問い合わせは自らを含んだ△争議△や生活の構成に觀念化を強い、物質的保障による時間射程の引き延ばし以外に応える術がないかと立ち止まらせている。

はつきりしていることは、△争議△構成員は△争議△をその内部で受容し、反撃する以外に道はないということである。

だがしかし、ここ六年の年若い我々の政治経験に照らし合わせてみても、職場の内外を問わぬ労働者の等価性や、斗争累積体験の共同性という規準は、その構成内部に、全ゆる現存的関係矛盾を解くという内部関係と構成員の側での初発の契機を生活価値の構成へ転倒し得ねば擬制へ至るることは自明であると思われる。

可能な限りの△争議△斗争を為し、戦斗体験や思想で結合すると、△争議△は如何にして、資本の分断、支配下の労働者の内部葛藤を如何に超えていくのか、家族からのつきあいにどう応えるのか、△当核一支援△関係利用△被利用関係や同伴者構図を退りぞけえるのか。

△争議団△を党派政治への昇天化へ、空想的ソビエトへ、階級や革新神話へ、実力斗争へ象徴させようとも、△争議団△編成の価値転倒を擊つ根拠を生活圈の側から相対化させていく側から、流布されている諸見解の中身のチェックをしていく以外に方法はないのではないか。

△一組一二組△と分断されようが、争議状態へと迫いやられようが、争議団の存在に拘わらず、生活価値の構成する原基へ、斗争イメージも、争議団の日常も開かずんば、制度的日常、労働に私的不利

争議団運動に集団日常矛盾が集中して現われていてることに、我々は着目せねばならない。

この尖端的課題を他者の課題として扱かい、革マルの如く、宗派の認識の問題にすり換えたり、解放派のように、自からの地区共斗等の戦略的枠組に合わせて切るという愚や、我が三上の如く、政治理論に従属させ、社会闘争への論理の發明で収奪する対象にまで落し込めて扱かうことは、不可避に、△争議団△にとつての強いられた条件の浮上による敗北か、倫理的断罪か、救済という美名の下、構成員や争議団の共同性への収奪か依存に至ることは自明ではないかと思われる。

この段階まで至つては△労斗域△における△当核一支援△関係での問題は次のように転位してゐるのではないか。

つまり、争議団内部構成員にとつての射程は個の内部にあつては、資本の分断一支配一強制の変容にあつて常にサイクルが短かくあらわれ、他方で場から逸脱する觀念は、「自由國家一資本制社会」という現実の前で行き場のない時間射程の長さとして現出してしまつて不可避である。

ここでは争議団構成員にとつて強引られた争議解決までの射程は、支援メンバーにとつては予測不可能なまでの時間射程のように現わ

れていくようになる。

しかし、「争議団構成員」が歴史の舞台から降りようにも降りられず、拒絶していると想定して、支援メンバーは降りない決意や、争議解決までの支援組織、戦線の維持の意志で応えられるのか。課題を共同化しえるのか。

我々は否と応え続けねばならない。

△争議団▽には強制があり、支援には意志的行為の背後で、恣意的日常生活が構成しうるという仮象を擊つことによって、降りようにも降りられない根拠の検証によつてのみ相互信頼、規準が立てられるのではないか。

政治実践を行ふ行為の共同体験で突き動かした我々は完所屬価値さえもつき崩してきた。

政治構想の獲得も、現存的関係域からの生活思想の不可避な世界思想への越境として誰もが負うことから動態的世界を我がものとせねばならない。

現下の政治の規準は、現象から日常へ、実践から持続力へ、政治思想から生活思想へ、思想から人間へ、下降することはつきりさせ、その上でのトータルな世界思想の構成へ連関させ、組み込むことによって始めて抽象的現実との緊張度を有する。

< 3 >

76年現在、△労斗域▽への我々の組織的判断は今だ全組織問題へ架橋しえているとは言えない。又△労斗域▽への関与者の側での時代の現実との格斗が今だ共同性と個の接ぎ目、共同性→共同体編成

水準の時代的指標を構想しえぬ過渡期にある。

だがその根拠は、政治党派たる我々が、今だ労働者運動へ関わる際への集団と個の位相が思想問題として十分為し得ていないと思われる。

確かに我々は全体的な政治構想を△労斗域▽に限つても反戦青年委や自治体、教育、国公労、出版等や職域の後進性等個別分野で広く幻想の書き換えを果たさんとしてきた。それらは今だ不充分であるし、特に△労斗域▽を全組織的に評価し、歴史的累積の構造として対象化しえていない壁がまず浮上している。

だが、より問題となつてるのは、個体の思想當為と集団、労働者運動と政治集団の回収回路であり、そこで両者の社会集団→政治集団の区別の次に問われる集団性→組織性→共同性の主体の側でのひび割れ状況への問である。

ここでも検討されざるを得ないのは、価値構成と全幻想構成と共同性→共同体編成へそれを押し上げる経済社会構成を集団疎外の側から扱うことである。

言うまでもなく、労働者は生活する、せざるを得ぬ故に働いているのであり、その団結様式として（歴史的な国家→社会幻想と共同性→共同体編成との斗争妥協産物ではあるが）労組がある。

断わるまでもなく△労組▽は斗かう為にあるのではない。このこととへの無知が政治の上げ底化、産別運動、総評運動を産んできたのであり、その逆ではないと言ふことである。

ここでは政治集団によって労働者運動は自らの思想を肥えふとらせる肥料でなしし、まして政治的啓蒙の対象でも信仰や共同性同致のそれではない。

公開労闘講座総括

実行委 山 本 一 郎

一 鳥 瞰

政治集団が構成員各員の意識的必然によつて組まれ、状況と場を介した押し出され方から斗かわざるを得ぬ課題を引き受けるしかまじょうに、労働者運動（全ゆる社会的、階層的諸運動も含めて）は自らの生活的必然性に規定づけられ、ある任意の「労働者→組合」幻想に自己を同致させながら、現今では企業界に終止する他ない。

ここでは、政治を持ち込むレーニン的回路を厳密な原理的方法と我々の体験思想をクロスさせ、原泉においては二重に、方位においては、現今制度的労働と制度組合日常の仮託から落ちこぼれ、だが私的利害や、関係的飢餓から消極的に関与しているという大多数の労働者のバランスシートそのものの流动に着目し、吸引していく職場日常の恒常性の回路を、家族本質と労働本質と状況の反点から問う方途と、徹底して場に回収させようとも為しえない個々の観念を「自由国家→資本制社会」そのもの現実的抵抗へと繰りでいくことは必死である。

そして、この斗かいを可能とする前提に於て、斗かわざるを得ぬ大衆の必然条件と我々のそれが激突する場の構成が一義なのである。我々は、内ゲバ政治が有對的政治に引き裂かれていくこの悪い時代にあって、マルクスも、レーニンの時代もそうであったように、人々が変わっていく、変わらされていく大衆の生活の核へ、生活の必然条件としての生活圈を現在の政治括抗場として、そこへの照射角度の差を価値軸の対立と相互透視として為す、非政治→反政治の政治つまり生活日常にしか埋葬せしめぬ政治を浮上させていく方針を世の俗物共の政治の習俗化や、世の聖者共の政治を価値的營為に環元する輩に逆つて我が道を歩む。

① △政治▽不在情況下でどこで政治表現を構成するか、何故自己は表現するかといふ、この世で表現者としてふるまう時だれでも不可避に突きつけられる時代的課題に対する一程の突破の方途として。つまり、戦後ナショナリズム、生産力思想が幻想的生活→社会的生活の双方において変容している現在、表現の対象であり基底であるがままの社会、生活に對してどう自己關係付けることができるか、△像▽として引き寄せる事ができるかといふことである。それはだれもが共時的にかかえ持つてゐる関係的世界、話し言葉の世界の実相を手に入れ、ここから共同性の課題を押し上げようといふ回路を不可避としているのでないか。

② より組織的に語るなら早大・インフレ斗争以降、組織的表現がますます困難になつてくる中で政治表現の突破、さらなる一步の踏み込みをどこで構成するのかといふことである。政治斗争としてのインフレ斗争といふ私達の視座と運動表現の敗北の関連付けが問

われてゐる。現在の政治表現の困難さが時代の過渡性によるのか、主体の過渡性によるのかと、ことではなく、時代状況下における政治表現の可能性をどう想定するかである。それがどう思おうと政治はかつて在り今在るところへ立場からは、そして、それに対しても自分がどう関連付けるかと、そこからは、社会的生活内部での私的生活防衛－恣意的自由の享受という現在的生活へ倫理／に歯芽をかけることも、それと裏腹にある幻想的生活における内ゲバ爆弾を死滅におじこむこともできるものではない。政治表現の困難さが歴史性と現在性の双方に根拠を持ちトータルであつたにしても、その突破は累積した共同幻想の構造分析や社会的諸運動の実体的深化拡大にあるわけではない。個体の生活と社会的生活の接ぎ目に、小共同体編成と包括的共同性の接ぎ目に現在的な政治・思想の課題があるのでないだろうか。

④ 講座表現は語るまでもなく労働者運動に対する政治的啓蒙や諸組合、争議団編成の共闘を介したソビエト運動やとくに先駆的階級論や戦略的意味付与の枠の外で設問された。戦後の労働者運動がどうみても現在の職域の日常・関係が生起させる／感性／を繰り込んでいなきことは私達にとっては感性的に自明なことであり、この理念、組織、運動の修正、つまり小数派組合運動論、青婦部運動、総じて階級的、戦闘的、革命的労働者運動論はいかなる／現実性／も創出することはないと判断している。だが戦後政治－階級的労働者運動を止揚する方途はトータル性では依然として不鮮明であることも事実である。諸領域、諸位拍での経験を包括し繰り込む受け皿はもう一步鮮明にならぬ／とくに過渡性の中でもともかくも、相互のイメージ交換を新たなコミュニケーションとして形成しようとするところの突破である。

⑤ 思想の問題と運動・実践の問題。第一回を「産業構造と賃金、雇用問題」というテーマで為したが、ここでの問題は表現の水準がどうかと、ことだけでなく例えれば社会分野を産業構造と賃金問題とう具合に為してよく時そでの判断、結論付がどう社会的局所で表出している△賃斗▽問題に関連付けていくのかと、ことである。丸山等のいう日本知識層の理論－実感の円環構造とくに、社会の構造分析、自体的分析の△現実▽に着地する構造の想定という意味でどうなのかとくのことだ。おそらく局所における経験的判断を介さないかぎり着地の条件は想定し得ないと思われるが、問題は経験的判断の進位であると思われる。私達の共同体にあっては局所における運動表出は依然として集団性と共同性の地続き性としてあらわれる。自由的国家水準とはいへ、社会の内部には様々な規範が存在し職域内における矛盾の表出は表現への転位の過程で様々な共同観念に介在されていくようである。経験思想の圧倒的不在という与件の中でなおかつ経験的判断を累積する行為を為す以外にな

ことであった。政治集団に属していくとか、○○組合の△△とかの△俗性／をとりはらつてなおかつ現在の社会、情況に對するイメージ交換を成立させたいとくことである。語るまでもなく、このことは社会像の引き寄せの位相差を無視するところではない。連続した講座の表現が発言の構成としては、特定のテーマに対しても経験の側から、観念の構成の側から、組織的経験の連続性の側からと△三すくみの方法をとってきたのもそうしたことを考慮してのことであった。今回の講座が組織的な表現とく位置を持つていて、以上、表現の水準が問われるところはあつたにしても、私達の主要なモチーフはいわゆる労闘域における政治表現が諸フラク内においても突破することにありそうした意味においてそれぞれの回にかかる相互交通の不発にみられるようににかしら出口のない有様をわずかでも突破することにありそうした意味においてそれぞれの回におけるプロセス、実行委の準備過程に重点をおいたのである。

さて以上の様なイメージをこめて為した労闘講座は実際のプロセスを介した時、一般的に語るなら自己史の現在を含めた状況の引き寄せという位相では若干鮮明になつた観があるが、社会、情況に対する判断、共同性の浮上のさせ方、つまり運動、実践域に対する踏み込みという所ではもうひとつ不鮮明な様におもえる。

二 浮上した幾つかの論点

① 高島氏の発言を巡って。第一回目を「戦後労働運動と官公労、民間、未組織問題」というテーマで為したがここでの相互討論、がよくかみあわなかつた。準備過程におけるつめや、当日の講座運営という所にも一程の根拠があつたろう。さらに高島氏が現在職域の運動に直接にタッチしていないとく位置からの自覚的な発言であつたことや、私達が労闘域に関与する時、対象としての労闘域とい

い。私達の経験的接近と観念的接近のコミュニケーションが相互に不成立だとすればその根拠はかかる所にある様思われる。

② 露呈したコミュニケーションの水準。

第四回講座に向う過程において実行委で若干の論争があつた。第四回講座のテーマと表現のスタイルを巡っての討論はその背後に現在的講座表現の可能性の想定という意味をこめていたようと思う。つまり連続してきた講座表現の中で私達の社会域の引き寄せ上のモチーフは一応一巡したにもかかわらず依然として共同性の問題が浮上しない現状をどこで越えるのかとくのことである。私達は現在の社会の多義性と複雑性からして、例えば△家族▽問題等を性表現の現在性という例に引き寄せその道のオーソリティを呼べば学ぶ要素は多大であつたにしても、より自己－他者の経験に執着し貧しくともそれをコミュニケーションとしていた方がよりリアルではないかと判断した。だがこの場合でも、現在、相互の経験の容量 자체が問われており、さらに一步進めた実践域への踏み込み、そこでの経験化を介さないかぎり、私達の目的である階級問題の引き寄せ判断も鮮明にならないだろうとく判断も存在した。第四回講座の表現は私達のそうしたジレンマをコミュニケーションの水準の問題として指示したと思う。現在、いわゆる政治域、社会的局所という位相を問わず、表現しようとすれば孤立を不可避とし、個体の強烈なモチーフが介しないかぎり不可能であるが、問題はその先に自己のモチーフ（恣意性）をどこで相対化するか、よつて表現としての総体性と客觀性を手に入れるかとく所にある。第四回の相互表現は個体のモチーフの範囲では様々語れるが、相互關係での交通の困難さを浮上させた。表現の構成以前に私達がほんとうに他者を知ろうとして

じるのかという視座がリアルに問われたのではないか。他者を理解しようという行為あるいは相互関係を集団問題として対象的課題とするということは現在、自然性としてはほぼ不可能であり、逆に語れば、思想の人工性の浮遊がこの辺にあるということであろう。

三 社会判断と対象としての労斗域

① 表現の連続性と転位

私達が全共斗運動の経験を背景にしつつ社会運動、政治運動という視座を鮮明にしつつ先駆的階級論と戦略的意味付与の枠の外に社会における諸運動を視ようとした以降突き衝つてゐる問題は何か。社会、政治あるいは支援・当該というタームは階級的政治理念が局所的であれ表現の世界では流布されている現在依然として擁護されねばならないにしても、情況的アボリアは対象としての労闘というモチーフの浮上に視られる様に若干異なった所に転位していふと思われる。

現在の労斗域の斗いが日常的な職域関係においては制度的な組合運動の不可能という中であって再度日常的関係がどこで想定されるのかという問題が浮上してゐる。他方、争議・争議団編成にあっては運動の終了過程が実践問題としても思想の問題としても困難な問題として浮上してゐる。それとの関連において、本質的に面々のはからいである当事者運動に対する政治的な関与とは何なのかという問題が浮上してゐるのでないか。労斗域におけるこれらの問題の浮上は社会の時代的問題が新たな局面に入りつつあることを指示しているのでないか。

② 情況の底われと浮上した集団問題

社会的諸運動に対する関与という経験的現在において、比喩的に語

以外にないことが社会一職域における日常・斗争の中で鮮明になつてゐる。戦後労働運動のあるいは政治的労働者運動の社会の中における解体もこうした所に深く根拠を持つており私達の政治的関与、ないし社会域における政治の浮上のさせ方の困難も又こうした所にあるのではないか。職域の問い合わせが、家族的生活の時間構成と資本の時間に撲滅された所で成立し、主体にとっては生活を巡つての斗いであつたにしても、賃金問題にしろ、合理化問題にせよ、自己の生活の外からやつてくる以外になく、階級の問題が介在する以外にない所に斗いのアボリアが現在する。

③ 階級的労働者論の末路と斗いの現在

国民春斗の提起は給評指導部の首のすぐかえといふ所で理念的な自己解体をした。彼等が自賛した労働運動史上まれに見るストライキの貫徹と彼等の△敗北▽といふ認識はどのような内的脈絡を持っているのだろうか。国民春斗の提起と解体はここ数年来のインフレ情況の進行といふ社会の変容とそれにどう抗するかといふ枠の外にあると思う。たしかにインフレ情況どいう社会の変化にも一程の根拠を持つてゐるとしても、本当は歴史累積としての社会、職域の日常の側に、それを視ることができない階級的労働運動のタームの中にあるのでないか。現在だれもがかかるてゐる職域におけるきつくるい関係、その中で表出する諸問題に対しても日常的、制度的組合運動がどの様な対応もできないといふ断念の上に△共同観念▽としての差別や国民に乗り移つた所で全国最賃制等の国民春斗理念が提起されたのであり、かかる職域関係における表現を断念した時、ますます制度に同致する以外なく、そこでは日共に代表される様に戦後の階級的といふ容量 자체を解体する以外にない。逆に語るなら

るなら個的関与のかろうじての成立と組織的関与の困難性といふ問題が浮上しており、△政治的支援▽とは何なのかといふ問題が当核支援といふタームを越えて対象的な課題となつてゐる。この背後に旧来的な政治域から社会を見る関係付けるといふ視座自体が時代における階級矛盾の表出は生活を巡る斗いの不可避性と不可能性といふ骨格を持つてゐる。つまり、生活の個々性と生活をめぐる日常斗争▽の不可避に被むる集団性の剝離といふことである。

職域の中で人を実践に突き動かす原基は実践主体といふ側では常に不鮮明な要素であるようと思う。そして私達はこうした感性を含めて実践の原基と生活を巡る斗いとして想定してきた。旧来的な職域の共同性が拡散しており、同じ職場にいることや同じ組合員であることが相互の行為の原基にならない。この背後に職域の関係を規定する労働（観念）の歴史的な時代水準がある。人間の観念内部における生活と労働の分離は労働に人間の本質的力（生活）の意味を付与するといふ△宗教性▽からの自己分離の過程であり、現在人は生きるためにには働くねばならぬといふ社会的必然性を除いては、あらゆる△宗教性▽から追放、解放されてゐる。

私達は60年代の生産力思想に最後の労働についた宗教を視てとることができる。おそらくことで、社会の中から生みだされた△共同幻想▽が宗教・法・国家と自己増殖する内在性と日々の社会の利害を繰り込むといふ二面の内在性が△解体▽を開始した歴史転換があつたのではないか。ともあれ、労働・生活を巡る矛盾はあくまで労働・生活をめぐる矛盾であるといふことが一層社会の内部で鮮明になつてゐる。生活をめぐる斗いは本質的に△面々のはからい▽による

現在 情況下で共同性の問題をその根拠を問わないかぎり、かかる意味においてあるがままの職域、社会の情況に対する表現を断念するかぎり、構造的政治だけが現実的であるといふことは自明のことである。この戦後階級理念の構造的変容に対する批判潮流が、少數派組合理念を含めて多々あるが、そうした政治は自己の足下での斗い、争議・争議団編成に對して、どのような対応もできないといふ解体の劇を演じてゐる。私達はそうした戦後国家理念、水準とつるんだ階級論のはてで諸運動に関与してきただと思う。あるがままの世人は職業人としてある以外にないといふこと自体がかかえもつシングルを共同性の世界に浮上させようといふ私達のモチーフは世俗的な関係に解体されてしまふ危機をはらみながらも、集団編成自体を対象的課題とする深度において非政治域への切り込みを一程可能にしてゐる。

争議団編成の終りが階級政治と向うのではなく再度、どう職域の日常の中に具体的、思想的に入ることが可能なのかといふ側で問題がたてられている所に時代の水準が指示されてゐるのでないか。争議団編成にしろ日常の職域編成にせよ、それ自身の内部で終始できる領域を含めて編成自体を相対化する。社会とさしかかる変容の構造こそが一番困難だが時代的政治問題として浮上してゐる。実践の問題は実践の問題としての指南力と、共同性の問題は共同性の問題としての指南力それを可能とする思想容量が問われてゐる。

四 私達の現在

講座表現を含めてのこの間の経験で鮮明になつてきた要素が自己史と生活圈での判断、何故私は表現するか以外にあるように思う。政治実践、革命のトータル性の引き寄せといふ所では依然として内

的・外的な壁があるとはいへ、情況（國家—社会）はあるいは累積した人類史は底をみせつゝある。共同性を巡る問題が諸々の△宗教性△から追放され、この世でだれもが組まされる諸々の集團関係がそれ 자체として、つまり生活を巡る問題は生活を巡る問題として矛盾が浮上してきたことは私達の社会にあつては新しい要素であるといつていひ。そうした意味において革命の原基が国家（幻想過程）にあるのでなく社会が歴史のカマドであるという政治思想的には自明のことだが、具体的な階級矛盾として表出してきていることは日本の革命運動史上においては驚異的なことである。思えば、日本のあるいは戦後の政治思想は尖端一土俗の枠内で民衆の実践的（立法的）契機をどうすくいあげるかというモチーフであり、△実践者△といふ位相では得体のしれない孤立感にさいなまされたといつていひ。だが前述のように対象的 world の変容はかかる先世代の political thought のモチーフを後背に退させている。社会の中からの共同性の浮上のさせ方にしても相互のコミュニケーションにしてもネットワークは依然として経

験思想の圧倒的不足にあるとしても、あるがままの社会生活圏の問題が表現の世界におしあげられており、ここをはずして共同性の問題をあつかえば、内ゲバ爆弾以外にないよう思われる。

生活の現存性と思想回路

第三回 労斗講座発言

神岡誠

引落会の方からといふ形で、それ程長い斗いではないわけですが、それでも、そして斗へが現庄、一吉又良助、高田三、

かがつ一応継続しているところ中にあるわけで、あまりこの間の諸問題をまとめるという様な余裕がないわけですが、一応私達の斗争の中で出て来た諸問題を私達の側でどう再構成していくのか、その時の再構成の基準と視座を提起していくべきか、と思うのです。

豊島区が、区民センターにおけるエレベーターを区財政が危機であるという理由で、契約を解除するという様な事から斗いは始まつたわけです。もちろん本当の所は、私達が度々ストライキをやるという事に対し頭に来て契約を解除するという事もあるわけですが、このような事実的な経過に関しては新聞（報旗）等に書きましたので、この場では省略させてもらつて、斗いの発生の段階、中間的な段階、そして現在的に収束を不可避とさせられていくとどうな中で、私達の内部と、私達の表現の内部で、どの様な問題が出てきたのかといふ問題があるわけです。

はある様に思う。自己史と生活圈からの共同性の課題の押し出しをして、もう一步深度をとつていくことであり、ここでは個体の問題と共同性の問題、あるいは実践の問題と思想の問題に対しても、もう一步深度をとつていくことは、実践の問題と思想の問題に対しても、もう一步深度をとつていくことである。かたるまでもなく社会イメージが結節になつていくが、双方におけるさらなる深度をとる以外に展開された講座表現コミュニケーションの水準を突破することはないだろうということである。

より組織的な所では、前述の様に現在の私達内部の相互関係に対して一程の風穴を開けたことは評価していくのでないか。つまり、ともすれば現在個体のモチーフにとじこもつてしまふような情況があるが、自己の経験なりモチーフを他者へと架橋する不可避さの中で相対化され、そこに一程時代の共同性の課題が浮上したということである。相互関係コミュニケーションにおいても共同性の浮上のさせ方にしても多義的構造になつてゐる。逆に語るなら時代の耐え方、個々のモチーフは様々あつてゐるが、相互にコミュニケーションをとることを意志的な政治行為とするなら、皆が同じ顔になるということではなく、相互にどこでなにをどう為さんとしているのかの了解は不可能であり、いまここに着目し他者時代に対して目を向けていく所に斗いの現在があると思う。

政危機といふような理由によつて自分達の職場が奪われていく事は理不尽であり、またエレベーター当該労働者のほとんどが身体障害者であるところで、なかなか他への転職の道もキツイといふ生活的不安、又私達組合幹部といわれてゐるようない側からの、下請けの労働者運動が常にオーナーの側からの契約や圧力によつて左右されてしまひ、ありきたりの賃金斗争などもその契約に左右されてしまうといふ事に対し、どこかで歯止めを打つていただきたいといふ願望がないまぜになつた形で、豊島区からの合理化攻撃阻止といふ形で斗いは構成されて来ただろうと思うわけです。

そして一定斗いの過程で、エレベーター業務といふのは建物の受付も交代でやつてゐるわけですが、斗いの過程で、受付だけは残し、身分も保証するといふ形で、金銭的にも身分的にも保障するといふむこう側の見解が出てきた時に、合理化自体がもたらす直接的な生活の不安、自分の身分的な不安感といふものが一定解消されていく段階で、しかしながらエレベーター自動化阻止なんだと、う、全て保障されたとしても自動化はなおかつまづいといふ斗いを構成していった時には、合理化がもたらしてくる生活の直接的な不安や、労使関係の中で流通する雇用や賃金やといふ風なものに象徴されるような生活概念を逸脱するところで、そういう賃金、雇用関係に包摶しきれない自分自身の生活感といったものが膨大にあり、それをどの様に斗いの中に表現できるのか、そういう風流通する生活の概念をこえたところで、あるところで恣意的なといふような自身の観念が、どのような体制として斗いに表現できるのか、とすることが、ひとつ非常に中心的な課題としてあつたわけです。

その時に、支援部分を含めて、いわゆる合理化は悪くといふ理由

で、区民センターの現場で合理化を阻止しないと組合全体がピンチなんだと、いう理念、そういうものと全く違ったところで、自分達の全く恣意的と言つても良い生活感やそういう余剰な、逸脱していく観念と、いうものを表現していく時には、エレベーターの自動化を阻止する事が斗争としてどうしても必要なんだという事があつたと思うわけです。

2

私達は争議団と、いうわけではなく、ごく普通の組合運動、ビル管理業界と、いう中ではほんのちょっとびり戦斗的かもしれない組合運動といふところで今回の斗争を構成してきた。それで、今日の討議のテーマ「家族、職場、組合編成と政治帶域」というような問題なわけですけれども、いわゆる旧来的な組合運動、組合理念、職場編成、職場理念といふような中での、理念、斗争の構成のし方、関係の構成のし方みたいなものに対する逸脱の問題は、もちろん争議団とか、なんとかと、いう形態がストレートに、余剰を、広い意味での政治的な帯域と言つてもいいわけですけれども、そういうものを生み出すわけでもないし、いわゆる日常的な組合運動、旧来的な組合理念や運動パターンを踏しうしていく斗争の場合にも不可避にその事が問われているという事がもちろんあるわけです。

現在、組合と、いう理念やそこでの組合と、いうものの規範力が低下していることはおそらく周知の事実ですけれども、そういう時の、例えば執行部内部での動きの問題、組合員個々の動きの問題を含めて、それらは家族編成や自己史の成熟過程をへているわけで、そういうように、当該労働者の個人の内部で立てた時に、この事がどこまで僕達が累積させてきた、してきた弘済会の内部における組合運動の累積の中で、どこまで個人の内部の想いみたいなものが、共同的なものとして他者に架橋させる事ができるのか、という時に非常にひとつの大きな壁があつたわけです。

おそらくこの事は例えば、裁判において敗北するであろうといふような、その意味で市民社会レベルで流通する生活観念とはかなりともと逸脱したところで構成しているが故に、組合運動の内部でその事はなかなか流通させにくくし、そこで個人のおもいみたいのを表現しきれないという、そういう不分明な要素、感性みたいなものが、斗争の一一番大きな原動力になるという逆説があつたと思うわけです。

そういう意味では非常に膨化された生活に対する観念や感性が根底にあつたわけですから、しかしこの事は斗争の現実的な構成として押し出そとした時に、流通する生活観念を逸脱していく問題にどうしてもうまく表現を与える事ないと言うか、斗争の構成の運動といふ構成の仕方を、とりわけ春斗構造の批判や既成の労働

ことの連関で、そういう組合運動自体が既に相対化されているわけだし、そこでその事自体を自分の動き方や家族編成の問題や自己史の問題や、という風な、相対化していくと、いう作業を経ないと、日常生活的な旧来的な組合運動も困難になつて、いるという事が時代の問題としてあるだろと思うわけです。

これはどこかの市職が執行委の選挙をやつたら全然立候補者がいなくてどうしようもないとかいう事態、それから組合と、いうものがそういう吸収力を持ちえなくなつて、いるという事態の中に見てとれると思う訳です。

もちろんそういう事の内部に、非常に個的に、思想的に情況の核をつかみ出すことはもちろんできるわけですし、その事を思想的な抽象の水準の幅で再構成する事ももちろんできるわけです。

しかしその事は個人の内部で可能であつても、そういう個人が関係している組合運動といふ範囲の中で、その事をどの様に回収、接地させる事ができるのかという時には、非常にむずかしく、その事が組合運動と、いう範囲の中で共同的な課題として定在させるのは非常にむずかしいといふ事があると思うわけです。

そしていわゆる争議団、まあ僕自身は経験的、実体的には全然知らないわけですが、例えば解雇問題と、いうものが派生してきました時には、もちろん直接的に自分の生活や、自分を含めた家族の金銭的な意味での問題を含めて対象的に扱う事が個にとつても不可避であり、その事が集団的にも不可避な局面に突入していくと、

は、ある自然性の中では当然考えられる事だと思うわけです。

しかし弘済会の場合には、そういう風を契機を媒介に旧来的な組合運動の範ちやうを逸脱していくと、いう事ではなくて、ひと

形態を与える事ができないという問題についてもぶつかつてしまつたと、いう事があつたわけです。

こういう問題を組合全体でやるといふ事が、その事を先駆化した時にはその事がどの位風化しており、どの位形骸化したものであるかは、もちろん僕達自身も自覚している訳ですが、しかし、その様に逸脱していく事に表現を与える事が非常にむずかしく、この事は、当面、個の内部にある思想的な問題、感性的な問題として沈潜させざるを得ないという課題としてしか具体的には浮上させる事ができない問題としてあつただろうと思うわけです。

3

昨年の10月ぐらいからの斗争の中では、先に述べた様な妥協的な案が経営の方から2月段階ぐらいで出てきた、そういう段階での討論の主要な軸は、そういう所にあつたわけです。

そうした問題を含めてなおかつ、エレベーターの自動化阻止である、合理化を阻止すべきである。斗争を持続させるべきであるという問題として2月、3月と斗争は一応持続したわけですが、そのようななかで正式の契約も終つてしまつ。もちろん区の委託事業の一部であるので形式的には区議会で検討・決定するわけですが、区議会も終り、正式契約も終り、依然として区の対応変化をかちとる事ができないという事態の中で、撤収せざるをえないというようになつたわけですが、僕達がこの間いわゆる政治運動、政治的な帶域や、いわゆる社会的な運動、社会的な局所における運動と、いう構成の仕方を、とりわけ春斗構造の批判や既成の労働

運動に対する批判の視座の問題として提起してきたと思うわけです。

そういう社会的な運動の内部における政治的な領域の浮上の問題、非常に広い意味での思想的な領域の浮上の問題、この事はさきほど言つた様に種々の局面から出てくると思う訳ですけれども、例えば下請労働者の運動と言つてみた時に、非常に下請の場合には組合運動の累積もないし、いわゆる組織率も低いし、自分の属している企業の枠内で処理できる問題が非常に少ないというところで、戦術的にちょっとつづると、旧来的な意味での政治化せざるを得ないと、いう問題があると思う訳です。

しがしそういう旧来的な意味での政治化という風な問題では全然なくて、僕達が様々な制約の中でどうか、歴史的な諸条件の制約の中で斗争を進めていく時の、思想的に逸脱していくとか、生活観念の問題としても、組合理念の問題としても、逸脱していくてしまうという問題に対して、僕達が春斗構造の批判や、旧来の組合運動やそこでの指導的な理念みたいなものを批判してきた視座との連続性の中で、どういう風な表現や、どういう風な理念や、どういう風な運動や組織やといふ、そういうものを与える事ができるのかという風なところでは問題が非常に立ちちぐい。組合の中で討議してても具体的な処方せんとしては、僕達の思ひみたいなものがなかなか結実しないという様な事がある訳です。

この事はもちろん僕達の側にも問題はあると思う訳で、その事は、そういう、逸脱していくという風な問題に対して、ある表現を与えていく、ある共同的な思想の問題として心身行動の問題として、表現を与えていくという様な事は、より多く情況の側とい

けどあと1名は解雇もしくは配転であるとく風に、理事側が立ててきた時に、じゃあその非組合員を追いやればいいのか、とかいろいろな感覚的な問題、日常的には非常に、組合員と非組合員という風なところで、斗いに参加するのかしないのか、とか協力的だとか非協力的だとか、あの人は頭に来るとかいう問題である訳ですけども、そういう職場の内部における関係みたいなものが、ひとつ、組合という風な関係を持たされる形で、日常的な諸関係みたいなものが構成されていった時に、その事が斗争の持続過程の中で、そういう妥協的なところに撤収せざるを得ない、とく風に方針がどうしてもいつてしまふという時に、そういう職場の内部における関係みたいなものを、どういう風に扱う事ができるのか、そこでの扱いの基準はどういうところのかみたいな問題も当然ある訳ですし、それから一応組合という風な側で扱うという様に立てても、例えば動員指令を出しても來るのは10位しかいない（もっと少ないかもしれない）、全体でストを打てないから指名ストをやつてもこないとかいう風な問題で、同じ組合員なのに何故他の現場の人達はやつてくれないのかという風なところでの問題、それから動いているのはほとんど当該労働者と組合執行部な訳で、そういう執行部は一般組合員から遊離しているという風な、非常に皮相的な批判みたいなものも当然ある訳ですけども、そういう風な批判に対して、どういう風に答える事ができるのかといふ問題に対して具体的に解答するという事は、逆に様々な媒介や大きな迂回路みたいなものが現在要請されているのじゃないのか、組合運動が組合運動としての自足性やそこでの自体的な成立の根拠みたいなものが、情況の側からも歴史的な理念の累積の側からも解体を宣告されている以

上、その事をどこまで僕達の内部につめていくかが逆に言えば、具体的な問題に対して具体的に回答するための、不可欠な条件であるといったところでの問題と、今までの斗争の中で経験し累積された感性みたいなものを、再度いわゆる、春斗も僕達の場合これからやる訳で、そのう旧来的なといふ、賛斗に象徴されるような斗争の中に、何が累積可能であり、累積といふか、何が回収可能であり何が回収不可能であるのかといった風な基準、僕達がそこでの回収していくとく風に問題を立てた時の、そこでの不可欠な条件は何であり、回収不可能な領域といった様なものをどの様に想定する事ができるのか、その事をどの様な問題として扱う事ができるのかといふ風な問題としてあるだらうと思います。

この事はもちろん僕達が今まで批判してきた、様々な運動的な感性みたいなものが、ある表現を与えられる事が非常に困難なままで、ある一定の撤収をせまられていくといった時に、そういう風な撤収の中で、ある基準や、今までの斗争の中で経験し累積してきた感性みたいなものを、再度いわゆる、春斗も僕達の場合これからやる訳で、そのう旧来的なといふ、賛斗に象徴されるような斗争の中に、何が累積可能であり、累積といふか、何が回収可能であり何が回収不可能であるのかといった風な基準、僕達がそこでの回収していくとく風に問題を立てた時の、そこでの不可欠な条件は何であり、回収不可能な領域といった様なものをどの様に想定する事ができるのか、その事をどの様な問題として扱う事ができるのかといふ風な問題としてあるだらうと思ひます。

この事はもちろん僕達が今まで批判してきた、様々な運動的な感性みたいなものが、ある表現を与えられる事が非常に困難なままで、そして僕達が一定批判的な思想の問題として構成してきた様な水準を、そういう具体的な斗争の中で、回収可能／不可能という風な基準の問題をどこまで思想的に再構成していく事ができるのかといふ風な問題がおそらく現在の情況の中における、僕達が社

うか、時代の累積の側での諸問題を、僕達の側でもう一度対象化しないと、その事との絡みで僕達の日々の実践やそこでの感覚みたいなものを対象化しないとちょっと再構成できないんじゃないかなとかという感覚を、ずっと持たされて来た訳です。

そういう、ある表現を与えていくといふ風な事をどういう、内的にせよ外的にせよ、どういう契機を通して結実化させていくのか、させる事ができるのがとく風な問題がいつでも残つてゐる訳です。

この事はいわゆる政治思想といふか、そういう領域から、情況などやり方も、ひとつの思想的な方法としては当然想定される訳で、けども、運動の現実性や日々のいろんな諸問題に対して解答していくという側で問題を立てた時には、やはりもう一度そういう派生してきた問題を抽象的に再構成していくといふ風な事として、もちろん抽象の構成度の水準の問題一般ではなくて、その事がどこまで職場内関係や組合内関係やそういう斗争の持続の過程における様々な内的な関係の問題をこれまで対象的に扱う事ができるのか、という事が非常に不可欠であると思う訳です。

この事は別に思想の抽象度、思想を抽象化する時に不可欠であるという意味一般ではなくて、具体的に運動を展開していく、獲得目標を具体的にかちとつていくとしても非常に不可欠になつていくといふ風な事があると思う訳です。

例えば僕達の今回の問題に関して言えば、エレベーター当該労働者といふものは5名いる訳で、受付も含めて5名いる訳で、すけども、その中の一人は例えば非組合員である、4名はうちの組合員であるといふ風な時に、4名までは現在の職場についてもい

会的な局所の運動を見ていく時のひとつの基軸になるし、逆に政治的な帯域を僕達が想定していく時に、その事のもつ情況の側からの不可避性の問題や、情況の中でのある変容のさせられ方みたいなものを、僕達のそういう社会的な局所における日常的な斗争の中で、ひとつの指標として、そういう問題として、いわゆる日常的な組合運動やそれから逸脱していく問題、それから、ある政治的な帯域を想定した時に、もちろんその事は先駆的にある訳でもなんでもない訳ですし、そういうひとつの構造の問題として、生活の構造の問題としても、理念の構造の問題としても、思想の構成度の問題としても、その事が再度問われてきて、そういう風な問題を通して僕達が社会的な諸運動に関与し、もしくは実践を不可避とされていく時のひとつ視座といふか、ひとつの情況のみかたといふかという風な問題としてあるんじやないか、この間の弘済会の斗争を僕なりに見てきた時に、そういう問題が原基的にはある、という風な事だと思う訳です。

うまくまとめられなかつた訳ですけども、今日言つた様な問題に関しては、再度まとめる形で何らかの方法で報告をなしていきたいと思いますので、今日のところは大体こういう事です。

(この講座の後、4/15付仮旗紙109号において「斗争の転換局面をどのように押えるか」という報告を出しているので、これも併せて参照してほしいと思ひます。)

76・5・23

支援者にとって○○○争議の 内部問題とは、いかなる課題か

浅川 隆

ここ三年に及ぶ私達の労働争議への支援のなかで、私達が幾度となくぶつかり、その度に自らの無力さに苛立つ思いを何度も強く経験しています。しかし現在もなおその壁にぶつかっていると考えているのは、全く自明な問題であるとされる「我々は支援であつて当該ではない」「支援は支援であつて当該にはなれない」という現実です。これは私達が○○○争議に関わり初めて当初に判断していった程度をはるかに上回り、言ってみればここ三年余の私達の支援の迂回曲折やその特異性は、この問題に振り回された過程であると言つてよいかもしだい程である。「労働争議支援」というへ場を介したところからの政治表現が、その表現に到る手前でへし折れ、へ支援を問題にするへ政治へ主体のあり様を問う圧力を、主体に歪みをもたらしてきたことは、いろいろなことを体験せざるをえなかつたところに表われている。当初の私達の支援メンバーは、問題意識の交換を経る作業の困難さを浮上させつつへ像へ交換不能なままを運動の要請から交代してきた。あるいは、支援者からは可視化されない当該の背後に構成される争議団編成下での日常域をへのぞく活動を当該の日常活動への張り付き専従としてつくりだしてきた。また、政治的・組織的に問題にしたへ支援が個人問題に還元され、私的なモチーフにまで、いわゆるへ当該へ支援へ

問題が圧縮一コンパクト化されてきたこともあつた。そして、これらの膨化した矛盾の重圧に支援のサポーターとして、結果としてはそうとしか呼べない事態へ追いついてきたのである。言いかえれば○○○争議支援の私達の現在は、これらの試行錯誤をくぐつて構成されており、ある範囲では回収できるところと、依然として未回収なところを混在させている交点に実相がある。

この文章では、○○○斗争の現在局面で浮上している「就労」問題を巡つて、いくつかの問題をとりあげ、争議支援が私達に直面させる課題を浮きぼりにしていくことを問うてみようと考えている。私達のプラスもマイナスも含めさらけ出せることができれば、思う。

○○○斗争に於ける「就労」問題の浮上は、争議団化を強いるた労働者の闘いの内部へ、つまり、通常の労働者運動ではあたりまえのように處理されている日常範囲のへ個々の生活へ労働者相互の関係が問題になつてゐる象徴として、私達は考えている。労働争議の決着のつけ方が、落語の落ちにいた「東アジア革命」と結ぶとかのところにあるわけではなく、非日常の争議団編成での完全勝利であるとかのところにあるわけではなく、非日常の争議団編成での日常範囲を扱う試行錯誤から、へ非組社員を含めた企業の労務政策を問題にしていく運動の構想と経験の交換から決められていくという方向での現在的課題としてある。

当事者における「就労」問題

私達が○○○斗争がかねこんでいる様な問題のなかから、「就労」問題に着目し、それを当事者自体の範囲、支援者へのはね返りの範囲で問うという視点には次のような課題を想定しうる。私達はこの問題が○○○斗争の現実的な運動展開の問題として、会社側からの5月就労命令に対する運動の組み立てと不可分な現実的な判断と対応を要請されているビビットな問題でありながら、それが当事者の側では主体の混乱、流動化として浮上している状況に眼を向けている。

もともと「就労」問題は、全く自明なことであるが、通常考えられる労組運動では運動上の問題になる根拠がない。そこでは労働者個々の範囲で現実的であつても、労働争議に於ける争議団編成を強いる位相での運動・組織編成と不可分な問題としては表わ

支援としてある私達から○○○当該労組員の「就労」問題についての扱い方、あるいは「就労」問題を扱うへ像へ再構成していくことは不可欠であるが、しかし非常に難しい。それには幾つかの理由が考えられる。その最大のものはこの就労問題を巡つては、71年暮の争議発生来毎年の組合定期大会で「スト継続か、就労か」の論争を呼び起こしてきたのであり、そこで論争が未結着なまま「多

「数決」で組合方針を決定し、方針確定によってこの論争に結着をつける、という架構の解決によって処理してきた累積を背後に有していることがある。私達は、これに「多数決方式」をもって方針を決定していいること自体をとつて批判したいのではない。この論争が、現在の会社からの就労命令への対応を巡つて、より錯綜した様相を呈する状況下での「就労」を巡る論争が、結局論争によつて問題点を明確にし、全体の方向性を探つていくことの基盤自体が底割れを起こしているところに着目しているのである。

四年のストライキが実際はネットライキ状態であり、○○○は組合との争議を続けていた間に、××産業として発展し、企業編成水準の高次化を、下請体制への合理化等として転換してきている。他方で、本年一月の72年の組合員十名の解雇は不当労働行為であるといふ判断を得て、四年間継続してきたスト体制を解除し、就労斗争へ切り変えてきた○○○労組の転換も、バックペイ抜きの地労委命令とインフレ不況下でアルバイト体制での生活維持の困難さを、非解雇者十九名の賃金仮処分請求として当てこんだ苦肉の策であった。

そこで転換は、四年間のスト体制「ストか、就労か」の論争について、主体の内在的なプロセスとしては、対象化され回収されていくわけでもない。昨年9月の状況判断にもとづいた、アルバイト総引き上げー全員専従化体制が、早期決着を不可欠の条件としながらも、しかし、そのような思惑通りに事態が展開せず、足下の財政ー生活問題から、崩れていく事態に直面していく状況下で、就労問題が「ストー就労」論争のくり返しとしてもちあがっている。しかも、会社からの5月就労命令ー組合員七名の事後逮捕といふ、組合が当てこんだ賃金仮処分裁判をけん制する新たな会社側の攻勢のなかで、

より複雑な条件を介して論争を前面化していくのである。

こうした経緯のなかでの論争は、一方での「社内に入つたら何もできなくなるし、争議にケジメをつけないままの就労は、社内労組運動のみならず自己の闘う根拠自体の解体を招く。社外での展開に特効薬があるわけがないが、しかし、ここ四年間の帳尻を合わせるために外で闘う」という主張と、「バックペイ抜き、仮処分延びの事態のなかで、アルバイト方式による争議団編成持続は難しく、先細りが眼に見えている。就労は仮の姿、つまりバイト就労として考え、社内での運動で争議を解決していく闘いしかない」という主張に分かれている。更に後者は、ここ四年の主体の評価によつて、社内での争議解決を志向する意見、争議解決を断念し一から組合再建を志向する意見、争議の先行きの見えなさから、とにかく首だけはつながるとして就労を考える意見などを抱え多様である。

私達はこうして表われている就労問題への諸発言が、会社側の就労命令に対し、財政事情のひつ迫化を含んで、いかなる闘いを展開していくのか、としてあらわれていることと、他方でこの情勢への判断が主体の現況を介して方針問題へ結ばれる位相で、全く相互了解不能な対立した判断を生みおとしている箇所に注目している。大きく分けてみれば、一方での、社外での争議団編成を軸に就労していく条件を闘いとつていく運動として就労斗争をイメージする見解は、争議が全くの未解決状態であり、現時点では社内に入ることは労組運動の解体を自ら招くことになる、という主体状況への判断がある。三日も四日もかけての三役選挙の難産、全員で決めたことが特定のメンバーでしか実行されない、会議とバイトはやるが行動には参加しないメンバーなどの、当該労組員相互の関係のあり様を問う

てゐるのである。他方での、就労を強調する見解は、前者の見解がここ四年のなかでの「ストー就労」論争の枠内でのストを強調していく流れに位置し、それは就労を強調する見解が個々の労組員の争議団編成（アルバイト方式等）による生活的不安定、経済的矛盾の受容に対して、私的利害の強調による矛盾の解決を目指していることを排除しているところを問題にしている。つまり、「ストー就労」論争として累積され未解決なまま放置されている矛盾とはストの強調が、それを強調する当人にとっては積極的な要素を構成しているが、他方では、不可避な当該労組員の足元、日常生活圏からの関係的・経済的なアッセキに対しては、組合がスト中であることから耐えることでしか対応づけてこれなかつたマイナスの要素を構成しているのである。スト解除と会社の就労命令を契機に足元の財政的ひとつ、生活問題は前面に浮上し、それは從来、組合のスト体制下で、表現の場を失なつていた個々の労組員の自己表現として出初め、その内容が就労方針として出されているのである。多分、就労問題を強調する労組員には、今次争議が労組編成をとつて展開されているところから生じてゐる「行動する人」「しない人」「発言する人」「聞く人」などで表れてゐる関係的な不均等性の矛盾が、社内に入ることで克服されいくことをひとつは想定しているのではないかと思う。

経営者との闘いを強調することが下半身での個々の労組員の生活問題を浮上させ、それを集団問題として何らかの方法で開き解決していくことが問われる。が、○○○労組に於けるこうした個々の労組員の下半身の諸問題を扱う仕方が、從来、スト体制による組合決議を優先させ、集団編成上では生活問題を生活していく為には最低

いくら必要か、という経済問題でしか扱つてこなかつた累積に直面するのである。経済問題で浮上する範囲は、その前提を組合編成レギュルでの等価な主体を前提としている。個々の主体が同じ生活様式と時間構成を行なつていてるという想定で、争議団編成の下半身の問題には個々の主体の問題として扱は、個人問題として、集団編成上には浮上させない、経済問題の範囲を越えては扱わないといふ原則がここに想定されているのである。

組合全体で就労しうる条件を充ちとつていくまでは争議団編成で闘うという見解は、個々の生活、相互関係レギュルでのリアルな個々の問題を、集団問題に浮上させれば、組合の解体を。逆に、浮上させず不間にすれば、個々の主体が自己解体するところへ追いつくまでいることを、本当は問題にしたかったのだと思う。

これはしかし、○○○労組では集団編成上のレギュルで経済問題の範囲でしか了解されず、その了解は個々の労組員の生活圏の多様性、多義性を個別性として浮上させず、等価な主体へ擬制化されてしまうように写つてしまふのである。そこでは、生活の個別性が集団編成上では差別性として表われ、その矛盾を自己倫理で統括する矛盾を個々に強いことである。

本当は個々の生活の多義性は当然であり、それが、集団編成上では差別性として表わることが排他性として写つてしまふ集団編成や運動の組み立て方が問題である。「就労が不可避だ」、という判断はこの問題を、個別的に問題にしていくところを、組合全体の問題として提出されてゐることによって「争議解決の不可避性下と表裏の関係にあると思われる。本当は、生活上の問題は個別的に訪れその解決は個別的なされる以外になく、○○○労組での累積へ

の批判的な要素を絡めてしかことを問題にすることができない矛盾が、個別の生活上の問題を個別性としてでなく、労組の問題といふと云ふ構性を伴なつて表現されてしまうのである。

○○○労組が直面してゐるのは争議団編成を強いられ経営者から、労働者の個別利害を防衛する闘いを、一企業内部での労働者の闘いとして共同的な回路を問うてゐるところでの集団問題に激突してゐる。個々の生活や相互の関係をどこで、どうやって扱うのか、その規準は、として現在直面してゐる。

支援者にとっての就労問題は

支援者である私達にとって前述した問題は教育社労組の内部問題といふ関係にある。が、○○○斗争では、支援が当該に方針を出すといふ当該一支援関係の転倒が、当該が自分達の内部問題を解決できることからくる無方針状態のなかで起こってしまうのである。

私達が現在着目してゐるのは、当該の内部問題である「就労」問題を巡る労組員の論争が、会社の就労命令に対し、「争議解決の不可避性」を問題にする労組員と、もう一方での「就労の不可避性」を問題にする労組員の相互の間で、ほとんどコミュニケーションが成立しない事態が現出してゐるところにある。前述したように、現下の○○○労組員の諸論争は、「争議解決の不可避性」が労組員の下半身で直面してゐる生活上の問題を繰りこむことが問われ、他方での「就労の不可避性」が、争議解決を共同的な回路を問題にしていく運動レヴェルでの集団編成を問うてゐる。が、いづれの主張も、ここ四年間の過程を身ゼニを切り、生活的には四苦八苦してきた体験を通した上で個々の労組員のへ像▽を換起させず、どちらからも相手が見えないところでの一方通行でしか論争が進展していないのである。○○○斗争に於ける当該一支援関係では、当該労組で決定された方針を支援共斗會議で討議し支援行動を組んでいく構造を介して支援者レヴェルでの活動が提起されていく。が、「就労」問題を巡っては、まず当該労組員相互で共通のへ像▽を構成しえてなままで、△多数決▽方式で労組の方針が決められ、支援共斗會議では労組決定の方針として提案されるという構造を介しているため、支援者は当該労組員とのコミュニケーションが全く断たれたところでの討論を強いられるのである。当該労組員自体が、運動のプロセスの堀り起こしから方針を決めていく構造を失ない、労組決定に従うといふ個々の労組員の生活的、関係的な位相での矛盾を集団編成へ仮託することで擬制的な解決様式(△集団的疎外)を不可避とします外ない状況こそが透視されねばならない。ここに盲目であるから、例えば先行的に支援者から「……部分的妥協△部分的敗北」という屈辱を、就労後の闘いの継続、展望をもつて打ち破り、結局は実力斗争で全面勝利していくしかないのです。(1976.5.×「社青同△×支部○○○斗争の路線的整理と現局面での戦術確定について」より)といふ具合に、当該労組員に早々と争議收拾を呼びかけ、「就労後」を語る愚が思ひ入れたっぷりに演じられてしまっているのである。支援者レヴェルでも、例えば労組活動家は、現下の就労論争を財政問題から強いられていてる結果として判断し、経済的な援助を考えるなどで現況を運動として克服していくことを一義に置いている。にもかかわらず、党派構成員が、財政的なひつ迫を根拠に「就労不可避」論を前面化する事態は、そこでのへ政治▽

が総合的政治の水準にしかないことをさらけだしてゐるのである。すなわち、○○○斗争で現在浮上してゐる「就労」問題は、「バックペイ抜き」の地労委命令、賃金仮処分裁判の遅れなどの事態を新たに付加させた状況での労組表現といふ仮構をとつて顕在化した争議団運動での下半身状況の露出であつて、現在的な課題の所在を示してゐるのである。「就労不可避」論を導きだすへ政治▽とは、教育社斗争の下半身状況の露出に目をつむり、制度的な労組編成へ事態を解消することで、社会的現実の修羅場から彼岸の世界へ労働者運動を落としことめるシロモノでしかない。

現下の○○○斗争に於ける課題が、労組表現一編成への集団的疎外を不可避にしてしまう壁へ、個々の労組員が直面してゐる状況にあつて、その問題が個々の労組員の生活圏からの圧力として訪れる事態を、支援者である私達がどこで、どのようにして扱つていいのか、その水準の確定にこそある。屋上屋を重ねるに似た○○○斗争に於ける当該一支援関係が、「動員数の確保」と「○○○労組の看板」を相互とした利用一被利用の関係にある現況こそが、政治が利害性に還元される情況的へ政治▽の現在である。現在状況での労働争議に於ける当該一支援の共通なへ場▽の構成を問題にするへたたかいが、従来的政治の解体を直視することから、その次への試行が現在的な私達の問題である。

私達は○○○斗争に於ける労組表現に正直なところ心をひかれたことはなかった。が、支援者にとっては○○○労組の内部問題である事態に、私達の眼は向いたし、それを、政治組織に所属する私達の足元の問題と酷似してゐる事態に着目して來た。私達が「就労」問題を象徴にしてとりだそと考へてゐる○○○労組員の集団的疎

外を不可避とする壁の所在を、私達は、私達自身もまた生き日々の暮らしへ追われる家族や職場における、△同時代的な▽課題への直面として浮上させる共同的な帶域のデッテ上げから問わんとしているのである。

二里塚闘争の現段階

——我々は戸村選挙を許さない！

木の根叛旗現闘

早大闘争と学生運動焦眉の課題

——共産同学対部

①早大學生運動の革命的再生に向けて烽火
をあげよ——西北地区反帝戦線大連

②「クロハシュタット」特別号——同

叛旗 第8号

F E D . 1974
B 5版 / ¥ 600

ニチバン移転・諸闘争の総括
「国家民衆共同性」の歴史像

死すべき権力と共同性の行方

再びわから過渡期の途上にて

|| 神津 阳 薫 立花

|| 三上 治 三上 治

叛旗 第9号

JUN. 1974
B 5版 / ¥ 400

戦後革命運動の鞍部と拠点
—党派抗争と権力構想—
生活圏の変容とかくめい
—集団的疎外と日常価値—
支配の危機と情勢の旋回軸
—インフレ闘争の前進のために—
|| 神津 阳 治
|| 共産同政治局

争議団支援に象徴される政治的客觀性の時代的根拠について

そのI

(1) 政治的課題と争議団支援課題の相互転換性と不可避性

なぜ政治的課題の直接性ではなくて、社会過程における特定の争議団支援を強いられるのか。このようないはたえず一貫してわたしたちの支援方法の思想的視座を揺さぶつたといつてもよい。争議団支援よりも政治的課題の闘争形態を選んだほうがよいのではないか、社会過程における特定の争議団支援の総和をいくら積みかねたところで、それはそれ以上でもそれ以下でもない。それからいつたい何を抽象しようとするのか、という具合に。

これらの疑問は争議団支援を経験的に深めるにつれてますます拡大され、そのたびに政治的課題と争議団支援の関係の構造についての考察を強いたといつてもよい。この関係は争議団運動内部の論争や討議の進位は時間的にもそんなに変化していないのに、ただこちら側の支援視座が構成転換するにつれて多様な境界領域の設定や關係意識の意味づけをなさねばならぬところに迫りつめたといえる。

③ 最後には争議団運動内部における構成要素、つまり特定の労

以上のような問題意識にもとづいて、まず争議団支援にともなう準位の変質過程について時間を追って再構成してみることにする。簡単な素描として①②③の三つの段階を想定してみるとから論をすめたい。

① 何はともあれ支援してしまったという準位がまず相当長期間にわたって想定されるだろう。支援の具体的契機は多種多様であるので特に記さないが、政治的課題にとって争議団支援が多義的な単な素描として①②③の三つの段階を想定してみるとから論をすめたい。

② 当然のようにつぎの段階は政治的課題の直接性は後景にしおぞき、争議団運動自体を対象化しえる時期が想定される。社会過程における特定の争議団運動は労働運動総体にとって個別の労組運動にとって、あるいは労組運動から争議団運動への転換過程にとって、どのような内容と位置を占めているのか。支援視座も、争議団編成の枠組をこの闘争領域の最上位の共同性の質として規定し、この内部にどのようにも他領域の共同性や個人的契機が介入してくるのかをめぐって、主要には争議団的な水準で派生する「政治的課題」(観念的課題)をどう対象化し相対化するかに焦点をあわせるとおもわれる。

組員対二組員、経営者、特定の労組員対支援者、特定の支援者対わたしたちなどといった各々の個別的な境界領域におけるそれぞれの関係意識にもとづいた具体的な闘争路線や組織編成をどうするのだ。といった段階へすんでゆく。そこでは第一義として当該労組員にとつての主要な課題はどこにあるのか、労組員と支援者の共通の課題はどこにあるのか、支援者自体の課題はどこにあるのか、そして支援者とわたしたちの共通の課題はどこにあるのか、というようにその各々の境界領域と準位をはつきりさせると同時に、その内部においてはより深化させたかたちで問題提起と実践をなさなければならぬ。

右記の①②③はたんなる時間的な経過を意味しているのではなくて、どのような準位で支援視座が象徴されていたかということである。①の準位であつたにしても、もちろん②③の問題意識も介在していたが、より実践のイメージとしては①で象徴され、②③は構想のイメージでとどまつていたということである。わたしたちも不可避に時間的には長短はある、水準的にはどうあれ、一定の構成段階における①②③を経過せざるをえなかつた。実践のイメージとして①②③をより具体化したかどうかはべつ問題としてもある。ここでは①②③の一定の構成段階における準位をすべて構造的に包摂したかたちで主要には①の領域に象徴させて、現段階におけるわたしたちの支援視座を提起してゆきたい。

問題提起としてはより幅広い層の討論に耐えられるよう根柢的かつ本質的なものであるほうがよいだろう。もちろん最初でかつ最後の問いは前述したよになぜ現在、政治的課題の直接性ではなく、特定の争議団支援の課題を政治的課題の逆説的表現として対象化せ

放されていくかどうかはまつたくべつの問題である。むしろ国家が自由的国家であり宗教から解放されていることがかえつてその諸前提として、特定の社会、生活過程における個人内部に宗教性を転化させてしまつたともいえる。特定の個人の人間的解放が同時に政治的国家からの自己解放という関係にいたらなければ、宗教の廃棄（現在的には法的規範の廃棄）は想定しえないだろう。

③自由的国家が宗教を特定の社会、生活過程における個人内部の恣意性に転化させたことは、同時に現実的な関係としてみれば特定の個人と特定の個人の関係において、社会的諸関係の差違や差別の拡大として表現されるをえない。自由的国家が特定の個人相互を平等な政治への参加者といふときは国家自体としては特定の個人相互の出生、身分、教養、職業などの差別を廃棄しているが、それはあくまでも国家水準であつて特定の社会、生活過程においてはむしろそのような区別や差別を私利私害として保障し、各々の特別な本質を發揮しうることをすこし妨害しない。私事としての区別や差別と対立し、また前提としてのみ国家は普遍性を獲得するのである。

④特定の個人と個人における利己的人間の権利はどのように保障されるか。それは「私的所有」の擁護であり、「自由、平等、安全」という人権の保障である。自由とは個人相互の結合を意味するのではないかで分離と疎隔の権利であり、局限化された個人の権利である。いま現実的な類的存在ではなくて、特定の個人の利己的権利を至上のものとして認めようとするものである。各々の関係において自由の実現ではなくてその制限をみいだるものであり、この利己的自由も政治的枠組と衝突するやいなや本来の自立性を制限されてしま

ざるをえないかである。この問題意識に接近するために、まさしくこのような諸課題を根柢的かつ本質的にとりあつかつてゆるマルクスの『ユダヤ人問題によせて』を、わたしたちの現在的な問題意識に抵触しうるような範囲で再構成し、そのことにもとづいて現在的な政治的国家の構成転換がどのように相互転換され、かつ不可避免であるのかの根拠をさぐつてみたい。以下、『ユダヤ人問題によせて』を問題整理してみる。

①政治的革命（封建制からブルジョワ民主制への過渡性）とは政治的国家の構成転換のことであり、このことの基軸は社会、生活過程の構成諸要素をどの準位まで解体し、またその内部に付着している政治的性格をどこまで揚棄していくかである。政治的革命は特定の個人の社会的諸関係を単純な構成諸部分に解体し、そのことによって私的利益とか私的権利を擁護する利己的人間に限局化してしまう。このような社会、生活過程における特定の個人の生活活動や生活情況は自然的人間として発現せざるをえないが、この特定の個人と特定の個人を律する規範は自然権であり、この自然権は公権とは区別される人権のことであるが、これは自由的国家水準においては利己的人間の権利、局限された個人の権利として表現されざるをえない。

②政治的国家が十分に発達している自由的国家水準における宗教的問題は、国家のその内在的本質において、つまり国家自体が宗教から解放されていく度合いでいうじて、社会、生活過程の問題に転化してしまう。そしてそのときにこそ政治的国家の批判、国家それ自身への批判へとむかう。国家自体が自由的国家に転換しても、同時にその内部の特定の個人が宗教（現在的には法的規範）から解体から素描してゆきたい。

以上の『ユダヤ人問題について』の主旨を要約したが、これはたんなる要約ではなくて、あくまでも現在的、情況的課題として抽出したのである。つぎに現在的な政治的国家の構成転換を、基軸としての特定の個人内部、個人対個人の社会、生活過程における解体過程から素描してゆきたい。

(2) 戦後政治的国家の構成と基軸としての特定の個人的諸関係の構成転換

特定の個人内部の総体的な観念領域はどのような準位で政治的国家の構成を自己的な「政治的国家」像として指定するのか。このよう問への仕方だけが政治的国家を相対化（無化）する視座である。あたかも人間的な自己解放の準位と政治的国家からの自己解放の準位が同水準で想定されるとき、政治的国家 자체が死滅するところよう。自己的な「政治的国家」像を特定の個人がどのような関係意識でよびこんでいるかは個人相互間では差別であつたとしても、たゞ「政治的国家」像を自己意識として特定の個人内部の観念領域によびこみ、この自己意識として「政治的国家」像の入射角と反射

角を容易に分離化できぬ以上はいつでも理念的に表象される共同意識としての政治的国家に疎外されざるをえないことは普遍的であるとおもわれる。そしていつたん普遍性として国家が成立してしまえば、今度は自己意識として了解するのではなくて、反自己意識としての先駆的な政治的国家に変質してしまう。

自由的国家といつても、その「自由的」「自由主義的」なる概念もあくまで情況的、過渡的な意味しか保有していないがゆえに、「

自由、平等、安全」なる人権宣言も絶対的な保障などありえない。また自由的国家といつてもその各々の国家内部に適用してみれば、その国家特有で独自の累積水準に対応した国家水準しか保有していない。あたかも「象徴」としての天皇制を条文化した自由的国家も存在するという具合に。

政治的国家の構成の歴史的かつ現在的展開といつた場合には、わたくしたちは国家の内的本質としての法的規範の表現史の水準まで抽象しなければならない。自由的国家水準の法的規範の表現意識を展開基軸としながらも、もう一方では法的規範は社会、生活過程における特定の個人内部、個人対個人、個人対環境の関係意識の構成転換からも多様な変質をこうむるはずである。法的規範と法的規範との関係性がどのような政治的国家の構成として共同的秩序を想定しているかであり、かつそのような法的規範がどのような現在的な社会的、個人的諸関係の表現意識と対応しているのか、対応していくのがある。

たとえば戦後端緒期と現在とでは法的規範（憲法条項）の表現はすこしも変化していない。それでもかかわらず現実的な特定の個人内部、個人対個人、個人対環境の関係意識から派生する法的規範の

表現意識はそれこそ戦後三十年の幅をとつても多重的な構成転換をなしているとおもわれる。そしていくら多重的な構成転換をなしても、すこしも自由的国家の法的規範の水準におよばないといえる。このような社会、生活過程における個人的諸関係からの法的規範の表現意識と表現された外的な自由的法的規範の分離性こそ、自由的国家の前提であると同時に、また揚棄されるべき前提でもあるのだ。

戦後端緒期の法的規範は法的規範自体としてはいかようにしても構成的な時間秩序を展開しうることができなかつた。特定の個人的諸関係の関係意識から派生する法的規範の表現意識は表現意識自体としても表現と表現のあいだの関係の構造の対応性をまったく統括しえなかつたとおもわれる。個人内部、個人対個人、個人対環境の関係意識において、ある準位の関係意識の強さや重なりはこうであり、べつの準位の関係意識はこうであるといつた表現意識を統括する判断基準が解体してしまつたといえる。それゆえ自由的国家の法的規範を社会、生活過程に転化しようとしても、「自由、平等、安全」の概念そのものがどうのような関係意識の水準で設定されるのかまったく想定不可能であった。「自由、平等、安全」なる概念がどの特定の関係意識にも対応しないといふことがかえつて自由的国家水準を揚棄しうる契機になりうると同時に、また過剰な幻想を仮託させる契機にもなつたのである。

戦後端緒期から相対的安定期の過渡において、たとえどのように特定の個人から派生する法的規範の水準から疎隔していくにしてもはじめて戦後法的規範はそれ自体として展開しうる契機をつかんだとおもわれる。この外的要因としては資本制生産形態の有機的高密度

化や経済的社会構成の膨化、企義共同体の独立性などがあげられるが、しかしそれらとは相対的独立に自由的法的規範の表現はマルクスが『ユダヤ人問題』によせて』で提起したような固有の展開基軸を保有していく。この展開過程はあくまでも自由的国家（「象徴」としての天皇制を包摂した）であって、国家 자체が「自由、平等、安全」から解放されても、社会、生活過程における特定の個人的諸関係の本來的な「自由、平等、安全」を保障するものではない。

この自己展開を可能にした現実的契機は特定の個人的諸関係から派生する法的規範の表現意識との多義的ではあれ一定の対応をもつたといふことである。この場合には多義的な対応性 자체が問題になつてゐるのではなくて、私的差別性を強いられる「自由、平等、安全」の概念をどのように個人の内部の連続的側面で自己統括していくかが主要な課題であった。表現意識と表現との多義的対応、「自由、平等、安全」の多義的な解釈可能性と現実的な非自由は、法的規範の自在的展開に「仮構性」や「人工性」を強いたといつてもよい。また法的規範と特定の関係意識から派生する法的規範が逆立ちしたまま自己展開しているため、かえつて法的規範の恣意的な一義的解釈を許容する基盤が成立したともいえる。

現在的な政治的国家の構成はどのような準位に想定されるか。おそらく法的規範の内在的展開はさらに「仮構性」や「人工性」を強化されたといつてもよい。法的規範を自体的に展開しようとおもえば「仮構性」「人工性」としていつたん秩序化したものをもう一度さらに擬似的「仮構性」や「人工性」を累乗しなければ法的規範として展開させることができなくなつている。つまり法的規範を行使しようとおもつたら恣意的、差別的解釈だけでは不十分であり、す

んで恣意的、差別的解釈を根拠づけるだけの擬似的仮構理念、人工理念が必要になつてくる。それゆえに現実的な法的規範の運営にあたっては極端な実証主義や機能主義が完備されてくる。

このことを現実的諸関係に転化してみれば、おそらく「自由、平等、安全」なる概念が私的利害や私的権利の行使として展開しうることが無意味であると特定の個人内部で了解されてきた端緒ではあるまい。私的利害や私的権利を展開しうる社会、生活過程の領域が飽和点に達してしまい、「自由、平等、安全」なる概念も個人内部にあまりにも多義的な像形成をもたらすので、かえつて現実的な私的利害や私的権利の行使の無意味化をとおして、私的利害や私的権利の意味を相対化しているようにおもわれる。

(3) 争議団支援の準位と政治的国家の相対化の過程的構造

現在的には特定の個人内部、個人対個人、個人対環境の関係意識における私的利害、私的権利は、その現実的行使の無意味化を強いられることによって、また「自由、平等、安全」なる概念も非常にせまい関係意識に閉塞化させられることによつて、そのことが必然的にあらたな共同性の質を開示させていくとおもわれる。

この社会、生活過程における特定の個人の関係意識はそのまま放置しておけば、自然過程としてはできるだけ遠隔の対象と関係づけられるはずであるが、しかしつたん関係づけられてしまうと今まで閉塞化することによつてその内部で多重な関係を強いられる。この関係意識の閉塞過程は現在的にはそれ自身の内在的矛盾からやつ

てくるところよりも、より他領域からの外在的な強制力や規定力によるものであろう。国家自体がいくら「自由、平等、安全」を標榜しても、特定の個人の関係意識は「自由、平等、安全」の観念的な閉塞化を強じられる。国家水準では「自由、平等、安全」規範が拡散され霧散すればするほど、特定の個人内部では私的利害や私的権利の規範づけとしての関係意識の架構性の行使といつよりも、その対自的な（自己反射的な）関係意識内部に非常に狭小であるがゆえにかえって錯綜し肥大化した「非自由、非平等、非安全」の等質性を累積させると見える。つまり対他的な架構性自体を無意味化することによって、「自由、平等、安全」なる自由的国家理念を相対化しうる端緒へつきすんだといえる。たとえそのことが成熟した特定の個人や家族にどのような苛酷な生き方を強いたとしてもである。

ここでわたしたちは(1)で提起した問題にもどらなければならない。(1)において争議団運動との関わりを①政治的課題と争議団支援課題の区別と差違として②争議団運動自体の評価軸について③当事者対支援者、支援者対わたしたちの関係意識の多義性として構造的な共時性として位置づけてきたが、①②③においてどのようにしてつぎに政治的国家の構成を相対化しているのか、その過程的構造の思想的意味をあきらかにしなければならない。つまり政治的国家の相対化といつてもどのような準位でもつて相対化しているのか、あるいは争議団運動の準位と最上位としての法的規範の準位とがどのように関係の構造を介在させて関連づけられるのかを若干ではあれ提起してゆきたい。

①の場合には、直接的にはマルクスが『ユダヤ人問題によせて』で提起したような現在的な政治的革命（自由的国家水準から国家の死

連合」「単産」などの既成の共同的基底はござり想定してない。あくまでも特定の労組員内部、労組員対一組員、経営者、労組員対単組、単産、企業との関係意識の多義性を閉塞化せざるをえない不可避性を、ただ特定の労組員諸関係の自己意識内部に收れんするように基底を想定したときだけである。

労働運動や争議団運動、もつと広義には社会、生活過程で派生する諸矛盾をその領域にのみおしだそうとする傾向性は、自由的国家の法的規範をさらに「擬似的仮構性」や「擬似的人工性」を粉飾させて普遍性を顯示させることによってのみ、特定の社会、生活過程と対峙せざるをえない情態に追いつめたといえる。だが現在的には「擬似的仮構性」や「擬似的人工性」自体にたいする闘争を組織化することは非常に困難になつてくる。この困難さの要因は、しままで盾への筋道をつけることが困難になつたことであり、また特定の個人内部の関係意識が自然過程として遠隔化しうる傾向性が、対象的遠隔性の一定の拡大をふまえつつも、より個人内部の対自的遠隔性に転換（閉塞化）したところである。

それゆえにまたわたしたちは自由的国家水準にたいする闘争も、特定の社会、生活過程から相対的独立に措定しうる契機と、どのような特定の個人内部の関係意識の対自性にも政治的国家の構成水準が投影されるといつう契機もつかんだとおもわれる。しかしこの両方の契機とも一方は「擬似的仮構成」の普遍性との、もう一方は「閉塞化」の個別性との闘争を強じられるがゆえに、現実的な闘争の組織化はなしにかしら現実的巡回（構成水準の面）の頂点におしあげられたといつてもよし。

争議団運動（もちろんどのような社会過程の運動もそうであるが）とはその現実的巡回の頂点に表現された象徴的なものだとおもわれる。政治的課題の直接的組織化と特定の個人の関係意識の直接的組織化の困難性は、おそらく不可避に「思想的先行性」の課題としてわたしたちに対象化をせまるものとすれば、特定の争議団運動（広義の社会過程の運動をもふくめて）の展開と持続はこのような「思想的先行性」を根柢的に相対化（総体化）する現存的契機だとおもわれる。わたしたちが政治的課題の直接性ではなくて、不可避に特定の争議団支援に関わざるをえないとすれば、そしてその視座から政治的国家の相対化（無意味化）の過程的構造を確定しなければならないとするならば、その時代的根拠はそのような情況性そのものなかにしかないだろう。

特定の争議団運動は直接的には政治的課題にもむすびつかないし、特定の個人の関係意識の課題にもむすびつかない。しかしどすびつかないにもかかわらず、争議団運動が持続し展開していくこと自体が、この両極の課題を不可避に解明することを、まさしく政治的課題として強いるといつてもよい。

②の場合における争議団評価は普遍化していえば、必然的に争議団運動とその他の領域の社会過程における運動の関係に転化される。たとえば、都市、農業問題であり、大学闘争の課題であり、地域闘争の課題である。このようなある特定の準位の社会、生活過程を上限とする（構成とする）課題に転化する。ここで問われていることは現在的な政治的国家の構成水準と、特定の個人内部の関係意識が社会、生活過程で表象されたときの構成水準からおしだされた、特

定の社会、生活過程の共同性の質の問題をどのように想定するかである。あるいはこのような想定の仕方 자체がこの争議団評価の準位の本質をものがたっているかもしない。つまり特定の社会、生活過程の共同性の質の問題を最上位の構成要素と最低限の構成部分によって想定しようとする。この領域の過渡性、情況性を象徴しているともいえる。

争議団運動がどのようななかたちで終結したにしても特定の労組運動として継続するであろうし、また当然のように政治的国家の構成と特定の個人内部の関係意識の構成を解体しうることがあつたとしても、根柢的に変革しうることはできないことは自明であるからだ。それゆえに特定の社会過程で派生する運動が政治的国家へ疎外され、その領域内部で終結しうる契機が可能になつたのは、なにも社会過程の運動が本質的に政治的国家の抑圧から解放されたのではなく、ただそのような解放は自由的国家自体の解放なのであって、個々で具体的な社会過程の運動は各々の共同性の内部で累積していなる個別的で差別的な諸矛盾として固有に引き受けなければならなくなつてゐる。

この諸矛盾の累積はあたかも政治的国家と特定の個人の関係のように、あらゆる社会過程の共同性はその累積の展開がほぼ飽和点に達してゐるようみえ、またその差別的で個別的な行使を展開することが無意味であるようにみえても、なおのこと不可避に矛盾を強化されている。政治的国家はこのような社会過程の共同性の質を、共同的諸関係としてはより人工化、仮構造化を強いることによつて、また個人的諸関係としては閉塞化を強いることによつて、あらたな「擬似的不遍性」を獲得してゐるようみえる。しかしながら特定

の社会過程における運動はたゞなく個別的で差別性を強められる政治的性格を揚棄していくことによつて、自由的国家水準の普遍性をみずから自己意識に規定づけられた関係意識の自立化によってなぞうとしている。

このような過程的な構造をどこに想定するのか。政治的国家や特定の個人の課題が情況的に「思想的先行性」を強いられている以上は、わたしたちは争議団運動（支援）が前述したような過渡性、情況性を有しているので、そのような「思想的先行性」をまさしく現在的契機の側面から相対化（部分化）しうる「時代的象徴」として想定しうるのである。

③の場合は、特定の個人的諸関係としても、そのことが特定の社会、生活過程における労組員対労組員、二組員、経営者、支援者、わたしたちなどの諸関係に転化したことについている。どのような過渡的、情況的な特定の労組員的諸関係であつたにしても、このことを本質的な個人的諸関係の自体的な展開から相対化（無意味化）していかなければならぬ。③の場合は①で提起したものとの逆説的表現でもあるのでくわしく展開しないが、このときの原則は特定の個人内部、個人対個人、個人対環境（争議団編成においては労組員内部、労組員対労組員、労組員対単組、単産、企業など）における自己にとつての関係意識それ自体を人間にとつてもつとも本質的な構成部分だと了解し、そこへあらゆる共同的な像を想起しうる現実的諸関係を揚棄してしまうことである。そしてこのような過程的構造を媒介として特定の社会過程における共同性や政治的国家の相対化のプロセスを想定することである。

今回は特にふれなかつたが、戦後政治的国家の構成要素としての

「象徴」としての天皇（制）の問題がある。「象徴」としての天皇（制）思想の水準を規定しているのは、その憲法の条文ではなくて、特定の個人内部、個人対個人、個人対環境の現在的な関係意識の水準そのものである。それゆえにこのような内容の文章を提起せざるべきないこと自体、天皇（制）を戦後国家からではなくて、わたしたちの現存性から揚棄していられない水準だとおもわれる。

一九七六年二月二十八日

そのⅡ

(1) 争議団支援に表象される政治的国家と特定の個人における内的情構成

前回の討議資料（そのⅠ）において、「なぜ政治的課題の直接性ではなくて、社会過程における特定の争議団支援を強いられるのか」という問いを設定して、それにたいして主要にはマルクスの『ユダヤ人問題』よせて』を援用しながら、そのことを戦後政治的国家の構成転換（「自由、平等、安全」概念の転換）と基軸としての特定の個人的諸関係の変容という視点から、情況的な争議団支援に象徴される「政治的客觀性」の前提的な水準を不十分ながらあきらかに

しそうとした。だが前回のような「政治的客觀性」の水準にもとづいて争議団運

動（支援）の実践過程から政治的国家の現実的根拠の相対化の過程的構造を構想しようとするならば、もちろん国家と争議とは境界条件や進位が異質であるがゆえに、たんなる概念比較ではなくてよりその共同性内部の内的情構成としての多義的な媒介項が不可避に必要であるとおもわれる。

政治的国家の内的情構成の媒介項としては、その内的情構成を理念的に基礎づけていく、主要には「成文憲法」を最上位とした法的規範の水準、さらに支配権行使としての「立法権」「行政権」「司法権」の内的情構成であり、さらに自由的国家水準における「自由理念」や「民主理念」の内的情構成としての普遍的な（政治的革命の矛盾的表現としての）「成文憲法」と特定の個別的な（政治的課題の矛盾的表現としての）「法律条項」、さらに現実運用としての「立法権」「行政権」「司法権」の構成としての「法權」の階級的要素、「自由理念」「民主理念」などの歴史的現存的を構成水準を想定し、そのことから政治的国家（あるいは争議団編成の過渡性）の相対化の過程的構造を提起していくなければならないし、そうしなければ政治的国家（争議団編成の過渡性）の死滅しない、そうしなければ政治的国家（争議団編成の過渡性）の死滅しない、そうしなければ政治的国家（争議団編成の過渡性）の死滅しない、そうしなければ政治的国家（争議団編成の過渡性）の死滅しない、そうしなければ政治的国家（争議団編成の過渡性）の死滅しない、

右記のことを提起するまえに、まず争議団支援に象徴される特定の社会過程における運動がどのような境界条件と準位でもつて想定されるらるのかをおさえておかなければならぬ。ある特定の社会的共同体（狭義の企業編成や争議団編成に象徴させておくことにする）内部における差別的で恣意的で個人像、あるいはその個人像に收れんされた社会的な共同体像はどのような準位で成立しうる概念であるのか。もちろんその内部における社会的な個人像、共同体（性）

像はその社会過程に表象されてゐる自己の自己にたゞする（従業員の従業員に対する、労組員の労組員に対する）、自己の共同体にたいする（従業員対企業、労組員対争議団）自己把握としてのみ成立するはずである。

広義にかつ普遍的に想定しようとするならば、一方においては感性的な自然と人間的自然の相互規定性の本質が、自然対自然、人間対人間、自然対人間との関係の構造を介在させて、ある特定の歴史的現存的な社会過程に表象された場合の社会的な個人像の累積と、もう一方においては法的規範を展開基軸としている政治的国家の構成水準が、特定の歴史的現在的な社会過程における共同体像の累積に相互転換されたときの結節項としてである。

企業編成、争議団編成に象徴される社会的な個人像、共同性像が不可避に自己にとつて（当事者、支援者にとつて）対象化せざるをえないときは、おそらくなんらかのかたちで自己身体としての個人像と特定の社会過程における個人像のあいだに決定的な矛盾をきたしたとき、あるいは政治的国家の構成水準と特定の社会的な共同性像のあいだに矛盾を程したときである。

より総体的には以上のことにもとづいて、特定の社会的な共同性像とその共同性像を自己意識として包摶している社会過程における個人像のあいだで、両者の架橋を自己統括するのが不可能になつたときである。といつても個人の関係意識から派生する個人像が最底位の構成要素であるために、個人像が解体しても個人そのものは解体するはずがない。つまり個人像に收れんしてゐる社会的な共同性像を統括するのが不全になつたとしても、個人そのものは関係意識から派生する個人像が解体や拡散を強いられても、個人自体はそれ

係において、過渡的、情況的な「成文憲法的契機」「法律条項的契機」は、どのような集団的、関係的な表現累積との拮抗を強められ、そのことが共時的に①②の支配権的な内的情報をどのように相対化しうるのか。またその過程的構造は実践的にはどのような思想基準として想定しうるのか。社会的な個人像と個人像に收れんされる共同性像のあいだの矛盾的表現である特定の個人的関係意識から派生する過渡的、情況的な「立法権的契機」「行政権的契機」「司法権的契機」は、逆説的に①②の内的情報をどのように相対化し、かつ個人内部に累積されている先駆的な「立法権的契機」への同致化をどのように部分化しているのか。そしてそれらの争議団編成はどの準位でもつて持続的に組織化することが可能であるのか。

現実的な実践過程においては右記のように境界領域や準位が明確であるわけではない。むしろ①②③の構成諸要素が混在し、たとえ②のことを対象化しようとおもつても①③が入りこんでしまう。混在するからだめなのではなくて、②の構成内部で①③の諸要素をどのように抽象的に包摶しえるかどうかである。特にこの①②③の関係の構造は戦後政治的国家、個人の関係意識の転換過程に限定して考察しようとしても、わずか数十年のあいだにめまぐるしく混在の仕方が変容していくといふべき。

(2) 政治的国家の内的構成と『国法論の批判』におけるマルクスの問題提起

マルクスは『ヘーゲル国法論の批判』において、ヘーゲルの『法の哲学』を批判的に検討しながら、政治的国家の内的構成としての

との距離をたえず想定することによって持続をおしすすめる以外にない。争議団運動とはこのような本質性を情況的に表現しているとおもわれる。

特定の社会過程における個人像や共同性像が本質的に右記のような境界条件や準位を想定しえるのであれば、わたしたちはそれゆえに以下のような枠組を強められる。そしてこのことを媒介として争議団支援における「政治的客觀性」の内的な構成をあつかいうる契機がえられるだろう。

①政治的国家の内的構成の展開軸としての普遍性としての「成文憲法」と具体的な「法律条項」、あるいは支配権的契機としての「立法権」「行政権」「司法権」は、国家編成の内部においてどのような構成水準を強められているのか。そして各々の内部の具体的展開はどのような本質性と現実性を有し、かつ特定の社会過程の共同体編成や個人の関係意識の変容過程のどのような水準と対応（前提）しているのか、対応（前提）していなければ。

②特定の社会過程における共同体編成（本討議資料では企業編成、争議団編成に象徴しておくる）の普遍的な「成文憲法的なるもの」「非成文」をもふくむ）、個別的な「法律条項的なるもの」、「立法権的なるもの」「行政権的なるもの」「司法権的なるもの」は政治的国家の内的構成とどのように対応するのか、対応しないのか。また国家編成と相対的独立にどのような自体的展開を想定しうるのか、想定しえないのか。

③特定の個人内部の関係意識の水準において、①②のことはどのような自己意識の投影としての共同性像として表現されうるのか。

「非成文憲法」「非法律条項」的存在としての社会的な個人的諸関

「憲法」「立法権」「君主制」「民主制」「官僚制」「行制権」「国会」などの諸問題、さらに国家と市民社会の関係性について論及していく。ここでは当然のように『国法論の批判』を政治思想的に深化させようというのが目的ではない。あくまでも「実践のイメージ」「実践の不可避な実践のイメージ」としての現在的なわたしたちの問題意識に抵触しうる部分に限定して、それもたんなる原理的な再構成というよりも原理的な提起が情況的な切実な課題にも相互轉換しうるようなレベルでもつて要約してゆきたい。

①憲法は政治的国家と非政治的国家（特定の社会過程）とのあいだの適応であるにすぎない。憲法は憲法自体の成立根拠において本質的には異質な領域のあいだの諸権力の条約である。それゆえに成文憲法自体の一部が、憲法全体を変更せよと要求することは不可能であり、この変更はただあらたな過渡的な政治的革命の構成がもたらすだけである。このことによつて憲法の現実的な成立基盤である具体的な特定の個人的諸関係にこそ憲法の原理が基礎づけられることが必要である。立法権は組織された統体的な政治的国家を表現している。政治的国家はまさしく立法権の変革によつて最高の発展形態を表現するとともに、またこの立法権の構成そのものがあらたな政治的国家の赤裸々な矛盾の累積をも表現するのである。立法権は普遍的なものを組織化しようとする統体的な権力のことであり、それゆえに憲法自体を規定する権力のことであり、憲法に根拠をあたえる。しかし、つたん成立した憲法は今度は合憲的な権力として立法権を包摶してしまう。つまり立法権に包摎される憲法は成立してしまふと、逆に憲法は立法権に法律をあたえる。直接的には憲法は立法権の範囲外にあるにしても、しかし間接的にはこの立法権こそ憲

法を変更する。立法権とは政治的国家の統体性であるがゆえに、立法権に参加することは政治的国家の形成に参加することである。だが政治的国家と特定の社会過程の分離が発生したならば、個々の社会過程における差別的な成員としてはその私的な身分のままでは立法権には参加できず、ただ抽象、表象としてのみ参加できうる。

- (2) 「行政権の代理人」「執行権をもつ国家の官吏」としての官僚制（支配権的要素の執行代理人）は、特定の社会過程にたいする「国家的な形式的組織」であり一種の職業団体として「国家の意識」であり、「國家の意志」である。官僚制は「諸職業団体」における市民社会の「自治」を前提としている。また特定の社会過程における恣意的で差別的な「諸職業団体」間の自治が確立しなければ、政治的国家の形式的を構成要素として成立しえない。つまり社会過程における恣意的で差別的な利害集団が、各々の個別的な利害にもとづいた「諸職業団体」を形成しようとする集団的な関係意識の矛盾自体が、一定の社会的な共同性の質を内部的、対外的に決定してしまう。そしてこの準位そのものが、政治的国家の官僚制の水準を規定してしまうのである。官僚制の精神は「形式的な国家精神」であり、実在の国家と併存した想像上の国家である。官僚制の普遍的な精神は内部累積としては「位階秩序」の中立性、対他的には「閉鎖的な」職業団体という性格をもつてゐる。このことは特定の社会過程における無数の恣意的な「諸職業団体」間の「位階秩序」や「閉塞性」の関係意識によつて対応させられている。国家の官吏は市民社会の真の国家代表者ではなくて、市民社会に対立する国家代表者である。この代理人の存在によつて対立は揚棄されないで、かえつて法律的な固定的な対立になつてしまふ。「警察」「裁判」そして「行政」
- 員としての本質的な分離をこうむつてゐる。それゆえに現実の個人として個々の成員は二重の組織のうちに表現される。ひとつは社会過程に抵触しない彼岸的な国家、行政権（支配権的要素）の外的形式的な組織との関係規定であり、もうひとつは特定の社会過程内部の人工的な組織である。社会的諸身分における差別や区別の多義性はたんにそのことが私的な意義（私的な階級的要素）をもつのみで、なんら政治的階級的要素をもつものではない。また政治的階級的因素は、このような社会的諸身分の差別や区別を前提としてのみ成立しうるのである。権力としての普遍的な立法権は、社会的共同体的現存の外にある政治的成員の一人である個人が獲得すべき組織であり、それは共同の身体である。
- (5) 特定の社会過程が政治的国家から分離していることは、社会的関係においては同時にその各々の成員が私的な身分と社会的な職務的地位に分化していることを意味している。社会的諸身分の原理は「享受」と「享受する能力」である。個人主義の徹底こそ原理であり、個人的現存が最後の目的である。もちろん、このような存在の仕方はそれのみで可能なではなくて、対他的な非個人主義の徹底化や対他的な非個人的現存を媒介としなければ可能ではない。社会的諸身分は一般的に区別や分離が個々の成員の存立であるといふ意義をもつてゐる。特定の個人の労働、生活の仕方は、彼を社会過程の「成員や一機能に合致させよう」とすると同時に、彼を社会の例外にするものであり、また彼の非本質的な特権である。この区別がただ個人的区別であるばかりでなく社会的共同体、社会的諸身分、「諸職業団体」として固定されるといふことは、個人の排他的な本性を廃棄しないばかりか、かえつてその表現でもある。このような特

は市民社会そのものの代表ではなくて、国家を市民社会から守るために代理人なのである。官僚制の廃棄は社会過程に限定すれば特定の社会過程の個々の成員が、自己自身の意識活動の自立によつて政治的国家と特定の社会過程の分離が発生したならば、個々の社会過程における差別的な成員としてはその私的な身分のままでは立法権には参加できず、ただ抽象、表象としてのみ参加できうる。

とは市民社会そのものの代表ではなくて、国家を市民社会から守るために代理人なのである。官僚制の廃棄は社会過程に限定すれば特定の社会過程の個々の成員が、自己自身の意識活動の自立によつて「諸職業団体」の束縛から解放されること、あるいは普遍的な利害関係の形式性が現実的にも個別的な利害関係の具体的展開と矛盾しないことによつて可能である。

(3) 立憲国家とは、国家の利害関係が大衆の現実的な利害関係として現実の国家と併存する国家のことである。国会は支配者（政府）の側面からみれば大衆の地位をもつてゐるが、大衆の側面からみれば支配者の地位をもつてゐる。つまり中間項的な媒介物である。そこで大衆が表象、空想、心象として表現されることによつて、大衆と支配者とのあいだの現実的な対立が擬制的に揚棄される。

(4) 国会の諸要素は社会過程における私的身分の、すなわち非政治的身分の政治的な意義であり一種の形容矛盾である。社会的諸身分の差別性と政治的諸身分の同質性の分離過程だけが、市民的社會と政治的近代社会との眞の関係を表現するのである。特定の社会過程における成員は私的な差別的な身分であるが、立法権といふ中間項的な国会の要素を媒介することによつて、それは政治的意義と政治的活動を獲得する契機をえる（政治的階級の契機と同義である）。

もちろん、社会過程における特定の個人の関係意識がどのような準位で想定されるのか、あるいは社会的な小共同体編成間関係がどのような準位で想定されるのかによつて、国会の構成要素も変容さうるし、またその政治的階級へのプロセスも多様な屈折や迂回路を強いられるだろう。特定の個人は政治的国家の成員と社会過程の成

定の社会過程における個人の関係意識や個人に收れんしてゐる社会的な共同体との関係意識、また小共同体間の関係意識の構成水準の複合的な共時性によつてこそ、あらゆる政治的国家の内的構成の準位が規定されるのである。

(6) 立法権は政治的国家の統体性であり、たれゆえ政治的国家の現象にまで追いやられた矛盾である。と同時にそのことは政治的国家の解体を定立するものである。立法権のなかでは支配権的原理の要素と社会過程の私的な階級的要素との対立が表現される。またこの対立こそ立法権の契機である。このことは具体的には政治的国家と社会過程の二律背反、抽象的政治的国家の自己自身との矛盾である。立法権は矛盾を定立するものである。だが立法権は憲法と相互性であるためにつねに憲法の法的規範に従属してしまつ。もちろん逆にこのような立法権的契機を相対化せるものこそ、社会過程や個人における特定性や現存性としての差別性や恣意性を政治的国家の内に構成を介在せざりてそれ自体として展開しうるかどうかである。

以上、マルクスの『国法論の批判』をわたしたちの問題意識に抵触しある部分に限定して要約したが、だがこの要約をそのまま停止しておけば現実的にはまったく意味はない。わたしたちに問われることは「実践のイメージ」「実践の不可能な実践のイメージ」であり、情況的な切実な課題にたいする解答である以上、右記の(1)と(6)で要約したことと現実的な社会基盤（集団編成、個人関係など）に適応しつつ、弾力的な論理を再構成しなければならない。そのことを「実践のイメージ」へ架橋する場合は、この内的構成のどこをどのように実践的に突いていけば、どのように現実関係が変容しうるのか、といった思想基準のプロセスを明確にしていかなければな

らない。

(3) 企業編成、争議団編成における内的構成と戦後政治国家の内的構成

なぜ争議団編成（支援）の政治的客觀性を解明するのに戦後政治的國家の内的構成の転換過程、あるいは基軸としての特定の社会過程における個人的關係意識の変容過程が必要であるのか。特定の企業編成に規定づけられつつもそれを逸脱している争議団編成の内的構成の水準は、同時代の政治的國家編成の内的構成とも同規定ながらも異質であるし、また通常の労組編成のそれからも質的に転換している。内的構成の準位が異質であるということは、もちろんその編成内部で表現される特定の個人の關係意識に收れんされる争議団編成の内的構成や、政治的國家のそれが社会過程における争議団編成に相互転換したときの質もことなつてゐるといふことである。理解を容易にするためにまず簡単な比較からはじめてゆきたい。この比較とはまさしく「比較」以上の意味はもつてはいない。

政治的國家の内的構成における「成文憲法」（非成文的法的規範をもふくむ）はあくまでも労働（労組）運動の枠内に限定した場合には、「企業規範」の諸問題に收れんするはずである。「企業規範」の法的根拠は「成文憲法」の一部にも「勤労権」として規定あるし、また個別的な「法律条項」においては、いわゆる労働三法（「基準法」「組合法」「関係調整法」）として成文化してあるが、しかしより具体的な場面性における労働者との直接的な關係においては「就業規則」や「労働協約」などの諸課題と抵触しうるはずである。

この「企業規範」とか「就業規則」などはある意味においては共同的規律として個々の労働者の立法的契機と対応しうる部分もあるし、まったく対応しないで相対化している部分もある。

政治的國家の行政權的要素、つまり支配權的要素（管理体制的因素）はこれも労働（労組）運動に限定していえば、管理職、職制からの（あるいは労働者相互間の）「業務命令」的要素、「職務命令」的要素、そしてそれをそのように成立させてゐる企業編成内部の「閉鎖的」かつ「位階秩序的」な「職階制」の諸問題がある。この社會過程における官僚制としての「職階制」の諸問題はたんに上部から「業務命令」などを伝達したり管理したりという形式的なものではない。なぜ「企業規範」の現實的な支配權的要素として「職階制」が指定されるかは、おそらくその特定の企業編成内部の個々の労働者の自己意識としての（あるいは共同的な自己意識としての）「立法權的」「行政權的」契機の關係累積の展開に規定されるであろうし、またどのような内容の「業務命令」であるかは「企業規範」間に對他的な社會的諸要素との關係が重要視されるであろう。

企業編成の「司法權的なるもの」の諸要素は、管理職の暗黙裡の個々の労働者への恣意的な評価基準や、制度としての「懲戒委員会」などに相当するであろう。もちろん争議時の「就業規則」適用による「解雇」もそのなかにふくまれる。特定の企業編成内部においては、「立法權的、行政權的、司法權的なるもの」を実体的には同一人物（労務担当重役か総務課長など）によって処理されている場合がおおいとしても、現実的には「企業規範」の内的構成の境界が整序しきれないまま混在しつつ作用してくるようにおもわれる。

労組側としても必然的に最上位の「企業規範」に規定づけられて

ければならないだろう。すこし迂回路ではあるがまず戦後政治的國家と特定の個人の關係意識における内的構成の転換と変容過程についてあきらかにしてから、(4)の具体的な争議団編成における転換過程の解明にうつってゆきたい。

戦後端緒期（一九四六年十一月）に公布された新憲法は「成文憲法」であり、その内容は国会の要素として「國の唯一の立法機關」、内閣の章については「行政權は、内閣に属する」と規定してある。「司法權」については第六章において成文化してある。成文化の水準においてはすでに戦後端緒期においてあらゆる政治的國家の内的構成が成立していたことを示してゐる。このことと戦後端緒期における特定の個人の關係意識から派生する「立法權的契機」の過渡性と相対化のプロセスがどのように表現形態を強ひられていたのかは、「成文憲法」の表現とはまつたくべつのことである。この特定の個人の「立法權的契機」の構成をどのようにして社会過程における個人像として「成文憲法」と抵触しえずに自体的に展開しうる契機をつかむかどうか、またそのような過程的な実践的構想を具体化しえるかどうかは、もつとも政治にとつても重要な課題である。

簡単にいえば戦後端緒期において、「立法權的契機」に象徴される政治的契機は、「立法權的契機」をそれ自身として統括しうる自己意識の内的構成の準位が無秩序に拡大してしまつたとおもわれる。「立法權的契機」を自己意識内部に对象化しようとおもつても、固有な契機や領域として措定しえないがゆえに、その他の契機や領域を混在させてしまつてまったく統一的なイメージを設定しえない。このことは当然のように「成文憲法」をそれ自身として想定しえないがゆえに、「成文憲法」の固有性以外の他権力形態の補完が必須

である。特定の個人の関係意識から派生する「立法権的契機」がその契機形成を無秩序に無定形に相対化されてしまつてゐるので、むしろあらゆる政治的、社会的あるいは「行政権的、司法権的なるもの」の契機が混融したまま整序以前のように存在したのである。戦後端緒期における政治的革命の不可避性と不可能性の思想的根拠もここにあつたのであるまいか。

戦後相対的安定期への過渡においてはじめて関係意識からの「立法権的契機」はそれ自体として構成しえることが可能になる端緒をつかんだとおもわれる。端緒であるけれどもだがいつたん端緒を形成したならばそれは自己回転をはじめてしまう。この時期の政治的闘争の水準は、この「立法権的契機」の無秩序性、無定形性からそれ自身として固有な領域を指定しうる端緒をつかんだことであるが、この固有化のプロセスこそ一定の政治的な解放の像でもあつたのである。同時にこのことは他権力形態の介在なしに独自に「成文憲法」と「法律条項」の展開の気ままさを許容しえる端緒ともなつたのである。

しかしこのような「立法権的契機」の固有化がどのような現実対象性（つまり戦後憲法がどのような法的規範の準位で構成されたのか、あるいは戦後社会構造の膨化や高度化などどのように対応しているのか）から規定されているかによって、この契機の内部準位も決定してくる。つまり「立法権的契機」が一定の固有性を帯びてきたとともに、この固有性の政治的、現実的基盤が政治的国家の内的構成の「仮構性」「浮遊性」と特定の社会過程の「人工性」「加工性」によつて非常な不安定感を強いたとおもわれる。「立法権的契機」が特定の政治的国家や社会過程から直接的に抽象されたといつより

も、もはや自存基盤のあまり堅固でない「仮構成」や「人工性」を媒介としてしか現実や日常と接点をもちえなくなつてしまつてゐる。それゆえ、このような傾向性は「立法権的契機」自体に多義的な像をもたらすから、いっぽうでは契機自体をきわめて恣意的で差別的な選択の要素におとしこめてしまふし、もういっぽうでは「仮構性」や「人工性」のさらなる構築に根拠をみいだしながら、そのことが現実や日常と接触しないがゆえに拡散してしまうことである。

それでは現在的な政治的国家と特定の個人の内的構成はどのような転換と変容をこうむつてゐるのか。もちろんこの両者の関係があいまいかわらずまったく疎隔していることはいうまでもないが、しかしこの疎隔の意識はかつての戦後端緒期や相対的安定期のそれとはいちじるしくなつてゐる。

ひとつは特定の個人から派生する「立法権的契機」の過渡性や相対性があまりにも多義的な政治像を喚起しうるので、かえつてそのまま「立法権的契機」自体は無意味であるとおもわれてきた。つまり「立法権的契機」が個人像に收れんする恣意的で差別的な政治的課題を喚起しうるといつことが、かつての相対的安定期における固有化（解放化）のプロセスのイメージが相対化されて、その恣意性や差別性の強調自体が無意味化してしまつたことである。それゆえ「立法権的契機」自体はある特定の政治的課題と抵触することによって構成しえることが不可能になつてきたともいえる。自己意識に投影された政治的課題であればなんでも可能なのだといつ政治的闘争の旧来の構成はそれのみでは自己展開しえなくなつて、そのことがかえつて相対化されてしまい、「立法権的契機」自体がきわめて逆方向的な閉塞過程にはいつてしまつたことである。

旧来はどのような政治的課題からも政治的国家像が想定されただれども（どの準位かどの内容かは問わないとしても）、今度はそのような特定の政治的課題を媒介としなくとも、直接的に政治的国家の内的構成を対象化しうる構成水準へ転換しつつあるといふことである。そのことがたとえ特定の社会過程における個人像や共同性像に苛酷で氣のとおくなりそうな関係的執着や集団的偏執を強い、そしてその抽象的抽出において目もくらむばかりの断絶感を特定の政治的組織の諸課題に強いたとしてもある。またそれはあくまでも端緒を形成しえたといふことであつて、そのことを第一義の政治的闘争と具体的に組織化しえるまでにはまだ長期的な粘り強い個別的闘争の蓄積が必要であろう。

すくなくとも当分は政治的国家にたいする闘争をそれ自体として対象化しうる時期へ突入する契機を獲得したにもかかわらず、現実的には特定の政治的課題を媒介としてしかそくへ致らないといふ二律背反的な、矛盾した時期が長期的につづくであらうし、またその政治的国家の内的構成も「擬似的仮構成」を強いられ、特定の個人の「立法権的契機」も閉塞化を強へられるがゆえに、この両方の闘争の組織化は非常に困難な「実践のイメージ」の停滞化をうながされるだらう。

だがこのような「実践のイメージ」の停滞化こそ、かえつてあらたな政治的闘争の組織化の契機であることも忘れてはならない。争議団運動（支援）に象徴される時代的な「政治的客觀性」こそ、このような情況性そのものなのだ。

(3)で提起したように「企業規範」に規定づけられた「労組規範」は不可避に「組合規約」（「単産規約」をふくむ）や「争議権行使」や「統制委員会」や「労組民主主義」などの編成水準によって内的に構成されている。だが争議団編成といつた場合には、この「労組規範」に規定づけられつゝも、それらとは別枠の編成過程を指向している。このような争議団編成の特異な想定したいがゆえに、まず以下の三つの段階に区別して各々の領域における特異性を検討してみよう。三段階といつても相互がまったく隔離してゐるのではなくて累積してゐるのであり、ただ各々の諸要素をなにによつて思想的に象徴されるかどうかである。

三つにわけると、(1)労組編成から争議団編成への過渡において、(2)争議団編成自体の自己展開において、(3)争議団編成から労組編成への過渡において、に収約される。この各々の編成内部の内的構成がどのような変容と転換をこうむるのかを検討しなければならない。もともと「企業規範」にしても「労組規範」にしても、それらが成

文化してあれば企業活動や労組活動ができるわけではない。むしろ特定の労組編成内部の個々の労組員の「立法権的契機」の関係意識の構成水準が本来の「労組規範」の進位を決定してしまう。この特定の個々の労組員の「立法権的契機」とは「支配権的契機」としてのそれではない。一般的な労組編成における「立法権的契機」であれば、それは「労組規範」が個々の労組員の区別性や差別性を「労働者」という普遍的な名詞でもって組織化しようとする権力的契機のことであり、このような契機は現実的には労組指導部の「争議権行使」や「団結権行使」に規定づけられた区別性や差別性という個別的な階級的因素が直接的な敵対関係（同致、矛盾、逆立関係をもふくめて）に立ちいったときの矛盾的表現として指定されるとおもわれる。それゆえ立法権の成立とは、このような「労組規範」に象徴される「支配権的要素」と特定の個々の労組員の差別性に象徴される「被支配権的要素」との矛盾によって生じてくる普遍的な契機である。わたしたちが提起したいのは、このような「立法権的契機」の直接性ではない。むしろ特定の個々の労組員の関係意識から派生していく「立法権的契機」をどのような他契機や他領域にも強制されずに、それ自体として指定しえることはできないのかということである（現在的には思想的にしか想定しえないが）。あるいは「立法権的契機」の過渡的な不可避性と相対化（無化）の過程的構造の現在性を「実践のイメージ」としてあきらかにしたいのである。いわば「労組規範」へと收れんしてゆく契機を一般的な逆方向的な「反立法権的契機」ではなくて、その契機自体の相対化の現実的根拠のプロセスを想定しえないのである。

なぜ、このようなことを指摘するのかといえば一般的に争議団運動とは賃金闘争や反合理化闘争の延長線上に位置づけられる傾向性が強いられる。しかしそのような傾向性は労組運動や争議団運動の準位の位置づけがはつきりしないための錯認であり、むしろわたしたちは争議団運動においては賃金闘争や反合理化闘争の構成水準は後景にしりぞくとおもわれる。

②争議団編成自体の自己展開において——ここではまず特定の労組員の自己意識において、争議状態の継続が通常の職務状態との比較のうえで想定されるという回路自体が喪失している。争議団化するそもそもその初発の契機であった賃金闘争や反合闘争における企業編成との直接的敵対関係は相対化されて、むしろ「企業規範」とは相対的独自な特異な「争議団規範」とともいえる固有な編成過程の質が問われてくる。またこのような編成過程を経過しなければ、争議団運動として自立しえないとおもわれる。争議団運動とは闘争戦術のラディカルとか、争議期間の長短とか、解雇者数の大小とかで決定されるのではなくて、まさしくこの編成過程の特異性をさしているのである。

通常の「労組規範」が後景にしりぞくといつても消滅したのではなくて、それはべつの諸要素に転換して表現される。たとえば「企業規範」における「立法権的契機」はほぼ現実的には支配権を喪失してしまう。なぜなら争議団編成は労組編成とはことなって、企業編成とは相対的独自に構成しうることが可能だからである（もちろん一定の枠組があることも自明のことであるが）。そこでは個々の労組員の差別性や区別性という階級的因素は捨象されてしまうがゆえに、より労組員間の関係意識は均質化してしまう。それにかわ

①労組編成から争議団編成への過渡において——通常の労組運動においては、個々の労組員の自己意識に投影された「労組規範」の像はたとえ具体的な争議権の行使中であつたにしても、以下のようない観念に支配されるだろう。まずたとえ具体的な争議情態に突入していながらしても、この争議時間は数時間から数週間であり、それ以後はまた職務状態にもどることが個々の労組員の誰にとつても前提になつてゐる。たとえ職場放棄というスト戦術を行しても、そのことはたとえ通常の職務状態（「職階制」など）との比較のうえでしか想定されえない。この「争議権行使」においては明確に特定の要案そのものによつて闘争が発生したことがおさえられている。このようないどこまでいっても通常時の「企業規範」や「労組規範」の潜在的な比較が前提的に支配している以上は、かつて労組編成の枠組からは逸脱してゆかない。たとえ労組運動の水準で数ヶ月間にわたるラディカルな闘争を組織しても個々の労組員の関係意識の構成も、非常に限定された狭義の諸課題しかもたらさない（だから悪くとつてゐるのではない）。かつての通常の労組編成における自己の自己（他者）にたいする関係意識をできるだけ持続しようとする。このような関係意識を特定の労組員の諸問題に環元すれば、その労組員の企業編成内部における管理職との関係、職種との関係、二組員、他労組員との関係的な観念的累積によつて象徴されうるし、またたとえ特に管理職との直接的な関係に執着してきた労組員にとつては、そのことを結節項として共同的な争議状態にはねかえつてくるだろう。

争議団運動における「立法権的契機」とは、このようになぜ特異な争議団運動を持続する不可避性があるのかをめぐる個々の労組員間の思想的要素（支配権的要素）と、個々の労組員の自己意識に宿つてゐる特定の争議団運動をめぐる思想的な判断基準の差別性であり、また個々の労組員の現実を強いている生活、日常過程の統括の仕方の差別性である。

争議団運動における「立法権的契機」とは、このようになぜ特異な争議団運動を持続する不可避性があるのかをめぐる個々の労組員間の思想的要素（支配権的要素）と、個々の労組員の自己意識に宿つてゐる特定の争議団運動をめぐる思想的な判断基準の差別性であり、また個々の労組員の現実を強いている生活、日常過程の統括の仕方の差別性と、もう一つの労組員の現実を強いている生活、日常過程の統括の仕方の差別性である。しかしながら争議団編成から「企業規範」に規定づけられた労組編成の構成水準にもどることは非常な困難なプロセスを必要としている。なぜなら企業編成と相対的独自に（一定の枠組はあるが）争議団編成をおしずめうるという不可避的な諸要素が、今度はなにはともあれ間接的にしか対象化しえなかつた「企業規範」との「支配権的要素」との直接的な関係が組上にのぼつてくるからである。もちろん企業編成自体も争議団編成と相対的独自に構成しうるので、すでに争議団の個々の労組員を企業内に入れるだけの幅をもちえないよう編成しているだろう。

それゆえにむしろ前もつて争議団運動の勝利の基準がどこにあるのかを設定することが必要であろう。一般的な勝利ではなくて、争

議団編成を発展的に解消してかゝつての労組編成（当然のように旧来とは質的にことなつてゐるが）へ再組織化する場合のその編成の質

を、特定の個々の労組員の区別性や差別性を不可避的な基礎としつつ「企業規範」との関係性でどのようなくみこみ方、くみこまれ方が可能であるのか、といふことである。特に各労組員間の関係的な均質的要素が、労組編成への過渡においては不均質的要素に転換せざるをえないもので、この過程自体のなかで特定の労組員の職種的、職階的、身分的、年齢的などの関係意識の再度の個々のくみこみ方、くみこまれ方に相応したかたちでもつて、どのような思想基準の設定が可能であるのか、またその「実践のイメージ」はどのようなプロセスが必要であるのか、などが情況的な切実な諸課題としてうかびあがつてくるだろう。

以上の①②③の転換過程の解明はまだまだ不十分であり、より緻密な内的構成にもとづいた展開が必要であろう。本討議資料においては、「実践のイメージ」に引きつけたかたちでもつて本質的、原理的課題の相対化をはからうとしたが、結果的にはきわめて前提的なものに終わってしまったといえる。以降の討議資料において厳正を期したい

一九七六年四月三日

(了)

本稿は組織内部の討議資料として「その一」は二月八日に、「その二」は四月三日にすでに配布すみのものであるが、公表するにあたって、最低限の内容上の誤解をさける意味をもふくめて、若干の説明をつけくわえておきたい。一読してもわかるように、直接的な支援課題としての光文社闘争の「光」の字も出てこない文章であり、それゆえに本稿のモチーフは組織内部の他の構成員に、なぜこのような内容と水準でもつて特定の争議団支援の課題を伝達しなければならないのか、ということがつまるところ最後のモチーフである。「その一」にも記してあるように、光文社闘争（争議団支援）を特定の社会的過程における闘争という水準にまで抽象し、そのことがどのような過程的な構造を介して政治的客觀性への通路を想定しうるのか、しえないのであるが。文章を書く場合の内容の基準は（実践の場合もそうであるが）、争議団運動自体にしか收れんしてゆかない課題と、そのことが特定の争議団支援を介しての組織編成の内部にしかねかえつてこない課題と、そしてそれと政治的組織の他の構成員の組織編成とのか

ねあいとして收れんしてゆかない課題とが大枠の境界領域として設定されうるだろう。またそしぬなれば政治的な伝達過程は等質的なつべらぼうなものになつてしまふし、そもそも成立しないくなるだろう。といつてもこの大枠の境界づけは先驗的に範囲がきめられていのではなくて、そのことを提起する側の思想容量にかかるといふとおもわれる。本稿は、過渡的な特定の争議団支援（光文社闘争）を介した組織編成と、他の政治的課題を対象としている組織編成（便宜的にこのように区別しておくが、本質的にはどちらも変わらない）の個々の構成員の政治意識のあいだ展開されうるのか、またそのことを強いられるのか、そのような伝達過程に限定して、そしてその範囲をこちら側から意志的に境界づけるためのたんなるひとつ試論として構成してある。それ以上のことは何も書いてないし、それ以外のことはべつの文章を参照してもらうより他にはないだろう。

吉本 隆明 講演集

●六・一八共産同政治集会特集号

更に、また、現在より起て

自立と日常

B5版／¥500

吉本 隆明
神津 陽

B5版／¥250

SECT 6+大正闘争

全資料集

B5版／¥1000

◆SECT 6バックナンバー
◆SSL通達
◆中大、早大、東大資料
◆大正行動隊ニュース
◆共産主義同志会、炭労etc

★解説

吉本 隆明 治

「あとがき」

呻

喊

4号

70ページ

400円

「かくめい」への越境

共産主義者同盟政治論文集 / 700円

想像力・創造力が衰退し、空想と願望に転落する時、実践と問題意識は文献引用と先驗に一般的な危機の強調に墮落する。冷徹なる歴史的現実を直視し、日本革命運動における負的伝統「啓蒙主義・大衆主義」の閉塞的円環と訣別し、観念・生活諸力を「かくめい」へ至らせるとする當為は、即党派一分派闘争への火蓋であった革汁な闘争のうちに獲得した綱領的視座・階級形成論、三重塚・砂川沖縄闘争のうちに生起した「かくめい」への問題提起、党派一分派闘争の理論的諸問題

共産主義者同盟〔坂旗〕編集委員会

I

支援にとっての「争議」と支援にとっての「支援」「過渡」としての労働者集会と政治的関与の位相
戦後労働運動思想批判
たたかいでの持続の根拠とは何か
S工高闘争の総括

II
学生運動の規準について
知的过程の自存構造と大学批判
大学像の解体と転向の根を撃て

坂藤有馬倉
齊藤進
太刀川守治真恭
高見沢洋浩直

発行所

新宿区百人町2-16-18 小林ビル105号

電 (368) 4630

★蒼氓社でも取り扱います

II

- 一 大学問題の本格的浮上と時代水準下の集団問題についての提起
- 一 日大「学費」闘争の終りと政治の壁とは何か？
- 一 再び、まずより始めよ！

——青学大闘争報告——

大学問題の本格的浮上と時代水準下の集団問題についての提起

ロセスを明らかにしうる感性的思想的共同性の存在を唯一の条件として、はじめて唯の心象的破片であることを拒絶して進みうることは自明である。

一、早大闘争以降の2年間は

我々に何を告げていいか

この間の仮旗紙上にあける諸拠点フラクションからの報告にも明らかなように、政治領域に存する者の側からのへ大学▽問題への関与は、集団編成の激しい情況的逸脱とその回収基礎の相互検討に向けて為されている。原理的なせまい本質規定は、その対象性の変容に耐えられなければ、混糾する情況の破片として浮上するにすぎない。我々にとつて埋葬すべき破片は、大別して二色に分けることが出来る。ひとつは現時代水準下での集団編成・表現場の創出を、△現実▽以下の現実主義によつてネグレクトする構造思潮であり、社会と國家の接ぎ目を実的生活倫理で埋めんとする者である。さらに、表現場の創出と集団編成を、後者へのカマトト(三上治)によってへ理念→表現▽を物神化する者の輩出である。我々が、もしこれらとのたたかいを放棄して現下の大学問題・運動的課題について何か語らんとすれば、全く名指し難い、つ屈やいらだちと心中しなければならなくなつてしまつ。我々にとつて、不可避にかえ込んでくる表現場の創出と集団編成への思想的身体的抵抗は、政治的突出と持続力を保つ社会的運動によつてのみ、架橋されるといふことは自明のことであるから。

関係のかくめいへの衝迫度は、政治的コミュニケーションの自立と、多義的なへ個々共同性▽変容を、足下の、また自己の思想のプロセスを明らかにしうる感性的思想的共同性の存在を唯一の条件として、はじめて唯の心象的破片であることを拒絶して進みうること

(a) 早大闘争以後の局面は、周知の如く、党派間の血で血を洗う抗争を生みあとした。我々は、必死の政治的突出によつて、その封殺とたたかいながら、更にインフレ斗争に挑み敗退してきた。その間にあっても、諸大学における大衆的闘争への試行錯誤的な闘いはつづけられてきたし、かかえきれぬほどの困難な相互関係をひきずつてきたのである。インフレ斗争下での青学における「クロボックリ」、立教大の「反差別潮流」との衝突、明学・中大・慶應etc.etc.での革マルとの波状的なゲバを含む学費・処分・学館斗争の展開は、負傷・下獄・離脱者の存在とともに検討・総括されなければならない。

推力に、どの様に、何故転化したのか、我々の実践・表現場の対象的課題に踏みこむ伏線として明らかにしてゆきたい。川口君リンチ殺人を契機に早大の日常は、はじめて底深い断層を露出した。「集団による個人への批判」が、はじめて本格的に、学生大衆のたたかの対象とされたのであり、大学当局の規範力の衰退から自立する契機を創出したのである。諸派の根拠が、集団性・共同性の謬着による倫理的空洞にすぎないという、早大闘争の活動家の視座は、我

々に大学問題へ関与する感性的共同性と時代的水準の何たるかを示唆したのである。政治領域の貧血状態とは異って、「集団による個人への批判」が、集団の特定性や主観的意味付与とつるんで、更にこの階級社会の人間の相互関係にかぶさつてくることに対するたたかいとして、古ぼけた反スタ理念に憑かれた革マルを、そして困難の度合を深める大学経営者の反社会的・非社会的姿を、根底からゆさぶった。しかしながら、我々にも、WACを結集軸とする活動家層にも、真に困難な課題は、当局者の革マル・権力との無節操なつみかたの背後で、高次化した経済社会構成が加える圧迫であり、個別性・特定性に下降する幻想的国家の態様とたたかうための、形態・主体・持続力の困難さであった。革マル追求に始まり、学長团交、自治会再選、対マルゲベルト戦から図書館占拠へ至る過程を、たたかうために組織された集団の内部編成からしか、対象の選択、大衆との結合を画れない局面として、やる者が責任を持つしかないというかたちで、孤絶したまま突走った。

(b) 早大闘争における、集団性－共同性の波及は、我々の足下におしても、先に述べたようなかたちで、負的に現出した。また現象的には、それをはるかにうわまわるかたちで、革共同両派・解放派の抗争へと至っている。政治思想上の壁の問題としてかんがえれば、「連赤」以来、情勢の転換も含めた上で、政治党派の集団問題へのぬきさしならぬ関与の水準として、対象的に扱わねばならない。「連赤」の内部規律は、政治が生活に介入するというなまやさしいものではなく、共同性－個体性の幻想的構成を、自然的性関係を幻想的に封じることによってなしていることに視られるように、「閉じられてくる」という共同性の内部構成が、本質として作用する幻

(c) 我々は、大学闘争への関与における原則を、全共斗運動の渦中から形成してきたし、政治領域の変容と拮抗しながら駆使してきたことは、だれにも恥じることはないとかんがえている。だからこそ、大衆的なたたかいの敗退にそぐうすれば、原則の修正ではなく、より根抵的な再構成において、大胆になそうと志してきた。ひとつは、学生運動という範ちゅうを解体すること。消費者運動なるものが、亡靈であるように、大学斗争を政治領域の下半身とするいかななる主張をも批判の対象とすること。また逆に、如何なる微細な契機であっても大学共同幻想の構成転換がもたらす不可避な政治的因素を自立して排除せんとするたたかいを、全力で開拓すること、などである。基本的に変化はないが、早大闘争以降の諸実践は、大学共同幻想から自立的契機に、その構成を転換する時代の水圧を加えており、共同性なき個人主義者としての規範的・世俗的な学生像の極北で、原則はただ原則として存在するだけの、味けないものに閉じられているのではないだろうか？

二、表現へ像々と集団問題の分離を政治的

共同性の内に獲得せよ！

(a) 以上の累積的課題を経由して、さらに主体的な領域について少しくかんがえてゆきたい。我々の判断からすれば、生活実利意識の過剰な現出と異なる位相で、経済社会的構成の問題は大学を例外とすることなく浮上しているとおもわれる。「私たちは、戦後自由国家の編成上の二重性とどうことを語つてきた。制度的民主主義と恣意的自由は、尖端から土俗まで、その表層をかずめるように構成されており、そこへ私たちなりの経験をプラスして判断してきた。この構造性に無知であるあらゆる即日的党派理念は、尖端でのたたかいでをなそうとして遺制的理念に憑き、じきっぽなしになるだろう」ということを肝に銘じてきた。逆にせまく、諸々の大学闘争の渦中での経験のみならず、諸議論・支援・三里塚・砂川等での接線域における集団問題の浮上だけをとっても、個別課題・経済闘争・市民運動などどのような名辭を付与しようが、社会的局所への下降は、戦後大衆の恣意的自由の発現形態として視れば幻想性ゼロであり、遺制的な政治理念の耐えうるような問題ではなかった。大学闘争も例外ではありません、管理層を中心とした機能的論理の出現は、大学問題を経済社会的に輪切りにしたうえで、単純化して切り抜けるとする意志のあらわれであった。経済社会的課題の短絡的主張を一義としてきたあらゆる即日的党派は、原則上の修正を余儀なくされたはずだが、その間のプロセスは全くといつていいほど明らかにされることはなかった。」（叛旗紙一〇七号）

我々は大学のへ場へが、個々人の社会へのはめこまれかたによつて埋めつくされてくるといふことははつきりとおさえるべきである。それは、社会現象として流通する学生像の拡散が、あらためて生活のしらじらしさと孤絶感の同在をとらえることを促す契機であるとともに、我々にとっての反面教師的な位置にあるからである。学び方にもいろいろあるべきである。ますますきつくなる経済的压力と白茶けた日常感覚は共存しうるし、だれも恣意的學生像を演じざるをえないといふ問題は、共同性からまたそれへ向けた問題である。如何ように、反政治的非政治的な領域であろうとも、共同性は特定する思想があれば、その時代的歴史的水準を明らかにすることが可能である。

(b) 何が個体性に属し、何が共同性に属するのかといふことが、明瞭になるためには、思想にとつての哲学が、政治にとつての集団問題が、持続的に課題となしうるしんどい実践がなければならない。我々の政治実践は、レンガを積むような単純で鮮明な過程をふむと云ふことを、決して避けるべきではない。直接大衆のつきあげを欠く現下の情況は、我々の、政治実践の内在性をへ集団も表現の自立も／獲得せんとする試みによって、いかほどでも風通しをよくできるならば、そうするべきである。

(c) 大学問題の本格的浮上は、政治的関与の徹底的な無効性と学生大衆の無関心と拒絶の同在性によってのみおしほかることはできない。産業社会との連関付けを喪失した「知識」は、構造インフレースタグフレーチョンによる新たな断層の露出によってじょじよもつて場を喪失しており、大学の相対的価値はその相対性を変容させながら、結局は、強力な政治的再編の環に幾度もすえられることは、まちがいなし。この日本の社会では「政治的空白期」こそ、最も集

中した政治的要素の強固な残存域の吸収がおこなわれており、政治的共同性が遠心機で振りほどかれるよう遠ざかるのである。我々はこのことを、ある種の構造性として了解してきた。社会と国家の継ぎ目は、直線的対応をもたないから、この構造性として了解することは、当然なのが、外に向けては民族、内に向けては国民として発現した政治的国家は、外に向けての経済国家、内へ向けての物いわぬ法的（幻想的）下降と拡散として自由国家水準下での変容をなしてきた。情況本質的な変容の問題として、それへの攻勢は現在未発であるが、様々な社会現象・非行の続発は、非政治・反政治域での大衆的流動が生み出としているものである。家族と社会の接点は、個体・関係・集団・共同性を最も思想的対象として、扱われ、ときほぐさなければならぬ地點であり、だれもが應えつけねばならない領域である。現時代水準下での集団問題は、根柢的な反政治・非政治域のくりこみによつて、揚棄の対象となりうる端緒を形成するのである。

日大「学費」斗争の終りと政治の壁とは何か？

岡崎 浩

8月

今年初頭の学費値上を巡る私達の細やかな対応について、この間私達が、そのへ総括／作業を充分にこなし得ているとは言い難い。

即ち、団交実行委編成内部での幾度かのへ総括／討論に於ける、私は私達の感性的な受感は、一つには、当局の幻想構成水準や、学生大衆の日常構成－大学への結集の準備を巡る私達のへ判断／が、分岐を呼び、学費斗争や学園斗争の思想的－実践的過程に還相として不能となり、同時に各構成員のへ総括／の位相が、学費斗争・

学園斗争のへ像／や大衆像／判断の個性的水準としてではなく、特定の個体にとってのへ学費／の構成の契機や引き寄せ方の自己検証と云う位相で、限りなくへ個体／に還って行く、と云う想いである。だが逆に言えば、私や私達のこうした受感や、具体的な討論の場での現れ方と直面してくる事態は、現在私達が、自らにとつてのへ総括／の基軸として対象的に扱うべき最大の課題であり、古典的へ総括／パターンや、旧来的な学費斗争に対する評価の無効性を語る以上に、私達が最も時代的情況的な契機として着目すべき課題ではないか。その意味で「学費」を巡る実践過程を今一度対象化する

回路は、序々にではあれ、その輪郭を現して来ており、そのことのへ政治／地域からの着目と課題の構成を、ここで的主要な対象としたいと思う。

へ総括／作業が、Mの現実的実践的過程や具体的場面から課題を抽象し、そこでの抽象力や構想力を再度へ現実／へ還流させることを意味すると云う言い方や、この間の主体的地位での総括軸が、一時は大衆への下降の領域、大衆Mを揃定する際のMの共同的－共時的契機への判断へ向かう位相と、二つには、団交実行委の集団編成や相互関係へ向かう位相が想定し得ると云う着目の仕方も、そのと云う情況は、前者の位相については、ある特定の実践に対する、内部では間違／ない。だが恐らく、旧来的学生Mや大学斗争の風化ある特定の個体の言語化し得ぬ思ひ入れを過剰に跡づける傾向や、現実や大衆を指示的言語で裁断すると云う傾向を、膨化させていく様に思われる。或いは後者の位相については、集団編成の地域が、へ総括／への判断を構造化することではないのか。

その意味で、学費問題への判断構成として試みた私達の文章からの引用をしてみると、『授業や試験を「つぶせ」と云う契機の擁護と流動局面の想定は、単に当局に対する力学的圧力戦の謂ではなく、共同規範的存在様式と恣意的存在様式のへ逆立／を向處迄拡大し得るかの課題である。即ち具体的M表現として「学ヒ値上阻止」や「団交獲得」の為に「つぶす」ことを想定することと、学

生大衆の感性的契機の擁護とは問題が別である。「為に」と云う注釈を排した上で、尚かつ「試験をつぶせ」と云うこととして発露する学生大衆の直接性と感性的契機は、大学の日常編成と対峙するからである。特定の日常的契機やへ恣意／を疎外することのない想像力こそが価値的であり、へ恣意／性を收奪するのは、共同観念とその歴史的累積である。

『問題は、へ団交要求／や共同行動として、信頼関係の水準で構成され維持されて来た相互了解や結合様式が、この時に最初で最後の逸脱を強いられたと云うことである。このことは、「原則」と云う名の超一般論に於いて、「団交要求と試験粉碎の主体は自ずと結合基準が異なるから」、「やる」者だけで「試験粉碎実行委」とかを「別に」組織すると云うこととも、「間口をせばめて」「団実委行動隊」か何かでやれば良い、と云うことも決して意味しない。何故ならばへ相互了解／やへ関係／は、「何々論」や機能的へ組織／分割の範囲にはないからであり、私達の想定したMやへ団実委／は、機能や手段一般ではないからである。へ関係／は生身の人間と人間のへ関係／であり、私達はへ斗／＼を、生身の人間的行為と想定するからである。従つてこの程度のM－組織把握は、M－へ団実委／を実体的－物理的有効性に還元し、「違うことをやるには違う組織を名乗る」と云う類の機能論と、活動家集団－先進的大衆－一般学生や「指導部」－「ゲパルト好き」と云う程度の固定的裁断に昇天するのは先驗的である。へ団実委／は、へ団交要求／を結集規準として有するにも拘らず、団交の空間的獲得を機能的任務とする「機關」ではないのであり、不可避にMの共同的契機の包括－結合様式の重層的構造化や、個体とへ集団／の開放的へ関係／の質の保

障、へ團実委／自身の現実的／現存的契機の構造化を、本質的課題として負うのである。（そしてここでは、政治集団員であるか否かに拘らず、私はこのことを全く等価に負うのである。）そうであるが故に、私達は自身のへ根拠／やへ関係／を放棄して身体的行為を物神化するのではなく、そのことをどれだけ扱えるかを今后の内在的総括課題とする方法を選択したのである。』（敢えて為された、「学ヒ」に対する判断と実践はどの様なものであったのかー地区合宿へ向けた組織内文書、七六年二月）

幾分長い引用になつたが、前者は具体的M局面で浮上した学年末試験への対応問題として、後者はその対応を巡る團実委編成内部での扱い方として、共に現実判断の構成と、そこでの規準について書かれたものである。

冒頭のモチーフに従つて、こうしたへ現実判断／に対しても遡及して行く時の現在的検討視座と、総括基軸の構成を試みることにする。（1）現実の場面に対する私達の個別的な現実判断は、その規準がへ政治理念／の内部に在ると否とに拘らず、團実委編成の内部に於いては徹底して相対的である。即ち、政治党派の理念や判断が先驗的に優位であることも、或いは時代的契機として、特定の政治党派を構成する特定の個体のへ判断／が、相互関係内部で優位であることもあり得ない。また一方では、へ政治／党派構成の如何を問わず、へ大衆／やへ他者／に対する判断の構成は、個体的・実利的判断の恣意的構成に代替されることはない。

（2）この時に、へ学生大衆の共同規範的存在様式と恣意的存在様式の逆立の拡大／と云う様な理念的想定が、團実委編成の内部に於いて討論と像交換が成立し得る位相と範囲は、一般的に言えば徹底

と云う想いは、表現位相の批判や論理の整合性の内部で討論が成立し、相互転換がそれ自体で為されることはあり得ないと同時に、「やる」と云う現実判断には同致されないと云うことである。「やりたくない」と云う契機への、「やるべきだ」と云う批判一般は、恐らくそれ自体では啓蒙以上の意味を持たないと云うことである。これは必然性の「なる」と云う様な理念的想定が、團実委編成の内部に於いて討論と像交換が成立し得る位相と範囲は、一般的に言えば徹底特定の個体にとっては、「やりたくない」と云うことである。

（4）へ共同規範的存在様式と恣意的存在様式の逆立の拡大／と云う想定が、政治的言語のもとでこそあり得ない表現位相で語られる他はない。学生や大衆にとって、特定の場面に於いてある時は共同規範的であり、ある時は恣意的であると云う実体的了解や、共同規範的な「強いられ方」の水準への了解を歴史的時間に亘る課題が、それがどの様に個別的であり、どれ程へ恣意／的であるかの規準を鮮明に問うべきではないか。

端へ大衆／やへ他者／を想定し、扱おうとしたことのへ逸脱／の根拠自体の自己対象化の回路と、個体的な現実判断がどれ程へ歴史／的であり、どれ程へ恣意／的であるかの規準を鮮明に問うべきではないか。

（4）へ共同規範的存在様式と恣意的存在様式の逆立の拡大／と云う想定が、政治的言語のもとでこそあり得ない表現位相で語られる他はない。学生や大衆にとって、特定の場面に於いてある時は共同規範的であり、ある時は恣意的であると云う実体的了解や、共同規範的な「強いられ方」の水準への了解を歴史的時間に亘る課題が、それがどの様に個別的であり、どれ程へ恣意／的であるかの規準を鮮明に問うべきではないか。

（4）へ共同規範的存在様式と恣意的存在様式の逆立の拡大／と云う想定が、政治的言語のもとでこそあり得ない表現位相で語られる他はない。学生や大衆にとって、特定の場面に於いてある時は共同規範的であり、ある時は恣意的であると云う実体的了解や、共同規範的な「強いられ方」の水準への了解を歴史的時間に亘る課題が、それがどの様に個別的であり、どれ程へ恣意／的であるかの規準を鮮明に問うべきではないか。

（4）へ共同規範的存在様式と恣意的存在様式の逆立の拡大／と云う想定が、政治的言語のもとでこそあり得ない表現位相で語られる他はない。学生や大衆にとって、特定の場面に於いてある時は共同規範的であり、ある時は恣意的であると云う実体的了解や、共同規範的な「強いられ方」の水準への了解を歴史的時間に亘る課題が、それがどの様に個別的であり、どれ程へ恣意／的であるかの規準を鮮明に問うべきではないか。

（4）へ共同規範的存在様式と恣意的存在様式の逆立の拡大／と云う想定が、政治的言語のもとでこそあり得ない表現位相で語られる他はない。学生や大衆にとって、特定の場面に於いてある時は共同規範的であり、ある時は恣意的であると云う実体的了解や、共同規範的な「強いられ方」の水準への了解を歴史的時間に亘る課題が、それがどの様に個別的であり、どれ程へ恣意／的であるかの規準を鮮明に問うべきではないか。

してへ表現／位相での、へ大衆や他者を想定する／と言つ時の扱い方と内容の問題として構成される以外にない。ここでは、政治党派としての私達が、個体が常に党派を代弁するか、或いは逆に個体の実利的判断と差し換える可能であるかの仮構を相対化／対象化するには、へ大衆／やへ他者／の想定を、私達の個性的水準として表現することである。つまり、党派のへ政治理念／として構成された言語を、更に共同的に上載せするのではなく、私達の個体的な像として押し出さない限り、かかる位相での團実委内の像交換は想定不能であると云う様に思われる。

（3）試験粉碎の対応を巡る討議過程を團実委の團体編成／相互關係の問題として総括的に見て行く上で明瞭にすべき点は、表現位相に於ける大衆や他者への判断と、特定の個体にとっての実利的判断や感性的了解との分歧の問題である。へ学生大衆の共同規範的存在様式と恣意的存在様式の逆立の拡大／と云う想定は、試験を粉碎するか否か、特定の実践や身体的行為を構成するか否か、そのことに特定の個体が参加するか否か、と云う様な個体にとっての現実判断の水準に於いては、個別的な条件や資質（例えば試験問題であれば、進級／単位取得／卒業／就職／家族／処分問題での射程や切実さの度合い等）を根拠とした判断が混在する筈である。この時に、前述の表現位相での大衆や他者の想定はその内部での個性的水準の範囲で問うと云うことを基底とすれば試験粉碎に対する表現位相での批判として判断された、具体的実践の必然性の拒絶であるのか、個別の利害や感性としての拒絶であるのかを分離して扱うべきであり、兩者共に徹底して課題を拡大し、対象化すべきであると思われる。

即ち、個体的な現実的な判断として構成された、「やりたくない」へ大衆／やへ他者／を想定すべきではないか。

特定の社会的局所に於ける特定の（地域的）團体編成や課題の扱いを、へ大衆／の團体性の課題として客観化し、個々の人間関係の総和として社會編成から疎外されて編成される團体の帶域の課題として浮上させると云う回路は、（局地的）團体編成内部に於いて、個体的現実判断として可視される課題を、自然条件／歴史的現実／の了解への解消としてではなく、へ共同／的に扱う相互關係として、個體的觀念／自己史の限定期性との抵抗を構成することではないか。そしてこのことは、恐らくへ政治／表現の内容が、人間のへ社会／的存 在に於いての、時代的刻印と個性的刻印の規定力の拡大として示される云うことに拘つおり、人間存在の個体的具象性と共同的抽象性の对立を、へ家族／の共同性とへ社会／の共同性の对立として扱っている。

へ個体の行動／、或いは、特定の場面に於ける特定の個体の特定の行動が、それ自体で現在具体的であり得ても現実的なものではな

へと云う把握に拠るならば、△現実▽に対する個体の△判断▽や行動が、究極的△本来的に恣意的に振舞い得る個体のそれであると云う仮構も、逆にそれ自体が歴史的必然であり、△個体▽を介する余地の無いものであると云う仮構も成立しない。そしてこのことは、言うまでもなく、△個体が究極的△本来的に恣意として行動出来ない現実の場で、なお個体としての行動の場を抽出しようとなれば、必然的に抽象化が行なわれる△と云うことには拠つてゐる。△共同規範的存在様式と恣意的存在様式の逆立の拡大▽は、個体の表現に於ける根柢的疎外を、表現の自立としての個体の概念像の獲得へ拡大することの謂であり、△恣意▽性としての個体の時代的、歴史的存在の情況性か、根源的な人間の個体性としての存在様式として、心的世界の裡に産み出される対象的世界についての概念的構成を、表現として收奪されぬ基底を問うと云うことである。

内部で空転させることで判断や分析を構成した気になることよりは、團行実行委編成での総括や討論の困難性として浮上してゐる事態について、そのことに対する厳密な判断を通して、 \wedge 大衆 \vee への通底視座を問うことが、具体的であるが故に、私達にとっては切実であり、当面の最大の課題である。言い換れば、ここでの扱いは、 \wedge 学生大衆の生活領域の下降 \vee や、 \wedge 社会と生活の位相と水準を巡る政治思想・生活思想の自立的展開 \vee と言う時の、私達なりの現実的構成の一端である。

良く言語化し論理化し得ぬ範囲での着目点の所在について、どれだけ文章に構成し得たのか疑わしいが、こうした \wedge 拠点 \vee 文章の構成は、本書の見出し、つまり第三章の「 \wedge 問題 \vee 」の構成である。

成が、私達の現在であり、過渡なのではないか。　（未了）
（編集注）この文章は京葉地区反帝戦戦日大班の一同志が政治組
織内レジュメとして提出したのに手を加えたものです。

試験粉碎と云う具体的実践に對して、共同行動の構成に至る集団編成内部でのプロセスと相互關係での課題抽出や、M展開で直面する大衆への下降とへ集団の課題との通底として想定された政

具體的実践を共同的・相成り得がた」と云う事態に對して、逆接的に何處迄扱い得るかが問われてゐる。そして恐らく、そのことが△総括▽作業にとつて最初であり、最後の問題であることは、具体的な実践が「為されても為されなくても同じ」であることが決してあり得ないとするならば、「やり足りなかつた」範囲での徹底した対象化を自らに課すべきである様に思ふ。

(1) 連動の解体が語られて久しいが、「かつての戦士や闘士たち」へ登上した個性的・時代的契機と引き換えに得たものは、いつもの裸形氏されを社会日常の架空であり、その内面

再び ます頃より始めよ！

福智英彥

在として顕現化している情況である。われわれにとつては、学生運動のへ範型の解体自体は、歴史のくぐりかたから可視的であり、へ範型の解体に、われわれの解体感や非在化は存在しない。へ範型の解体を、自己や集団の内在的契機の側で現在情況の尖端的課題として扱うことが、大学理念（共同幻想）の拡散と対応しなくなつてきていくことに、危機感や解体感があるようである。このことはわれわれが政治集団を構成しているから矛盾なのかといふ問いかけは、大学のへ場の構成と歴史性をわれわれが、どのようにビジョンをもつてその幻想の構成転換を為さんとしているのかといつた領域で、現在的な水準を鮮明にすることによって解答していくしかない。ここにわれわれが、集団論一関係のへかくめいに注目し血を注いだ時代的判断とそのことを普遍化していくトータルな政一社会・ビジョンがある。そしてへ情況的政治としてのへ非政治・政治の取り組みが、個一共同性を架橋する根源的政治の自立をして、新たな政治や学生運動へ転位する原動力となる微細な、そし緊張した方位がある。

（著者の四月以降の問題を付加した）

「希望の日フェスティバル」粉碎闘争をビラ文章を抜粋して外郭をなぞつてみたい。

「親泣かせ」「花売り」等々でよく知られる宗教的政治集団が、二八〇日～三〇日に青学大において「希望の日フェスティバル」なる芸能一政治集会を開かんとしています。私たちは「希望の日フェスティバル」青学開催に対し以下のようなを批判と疑問を明らかにしたいと思います。
①75年以降の青学大における大学の制度的再編への勝共連合の積極的加担と学生收奪に対する批判。
②大学理念の解体以降、再度の宗教的遏制的理念の導入による大学の歴史的退行―非行政としての勝共連合の役割への批判。
③学院―大学―教授会のフェスティバル青学開催に対する沈黙（許容と読み替えよ）に対する疑問と批判。（略）批判の根底としては大学批判であります。勝共への感性的異和感である。得体の知れない外人や同じような顔をした日本人が「ここにちは」と笑顔で寄り添つてくる感性が異和なのである。彼らが反共団体だから批判するのではなく（全くないわけでもないが）、彼らの倒錯した関係意識が現在情況として批判されるのである。』

旗紙百五・六号合併号での報告とそれ以降青学大での表現域とへ集団域へに露現してゐる情況をへ主体的へ情況に奪取する戰闘をまず一隅から進めてみよう。一部における「希望の日」フェステ实行委を結成した一月からの具体的なたかいやそれ以降の総括討論での問題である。また二部における「二部自治会運動」の総括の問題は、「一部自凍結」以降の空白での関係域の浮上に対する「了解」をめぐる半年間の論争の過程である。（新聞百五・六合併

べきことに、スト期間中一大学休講のため学生大衆のいないことを

じごとに渋谷警察公安一機動隊（二百名）の導入によって弾圧し

てきました。「希望の日」青学開催、渋警公安一機動隊導入による

防衛という事態のなかに青学大の姿を余す所なく見ることができま

す。（略）七〇年以降の大学再編は「神学科の廃止」や「国際学部

の設置」という企業としての大学の姿を露呈しながら他方で「希望

の日」開催に見られるように青学大のキリスト教精神という要件を

手離すことができない。このように大学当局の学生統括の不能性は

民主制の神話の崩壊という形で大学の本性を表にあらわし、管理文

配体制の強化、制度一規範の膨化を進行させた。数十名の処分者の

数や、その立ち入り禁止の掲示を見ても、またクラス討論の禁止を

始め学内での政治活動の禁止や、勝共を利用してのサークル支配一

制度の強要によつても大学当局の学生収奪の姿を見ることができる』

集会実行委での討論は、内ゲバー爆弾に象徴される情況を、大衆的

抗議行動を形成していくところで、たたかいのイメージを対象化

する領域でなされた。具体的には情宣一集会一デモといった大衆的

行動にヘルメットをとつて登場するという判断をたてたことである。

ヘルメットをとる側には、大学の制度的日常との直接的抗争を運動

自体の内部に構成されなければ、とることには、実体的には青学大

の弾圧の水準に抗しえないという問題があり、しかしま一方、旧

來的な活動家一ヘルメット覆面姿といったスタイルが、無効になつ

ていることには自覺的であった。我々は、運動の大衆への開き方を

より重点に置くことでヘルメットをとつた。そしてそのこととの引き替えに程度の差はある、大学当局の叫営や処分策動との対峙を屹立させたのである。このことは一義的課題でないことを確認しつつ

して二名の学友に対する学部長レベルでの処分懲喝を付隨させ総括討論が、情況的かつ根底的な集団域一共同域での累積された矛盾の開削と運動（表現）の持続一連續性をめぐる論争として為されたのである。

（三）

集会実行委の集団編成で対象的であらねばならぬことは、①ヘルメット等にみられるような大学を取り巻く時代的状況を突破せんとするときに、何を基準にし、どのような判断を構成したのかであり、②それに裏付けられた運動の射程内における過渡性の了解の内容であり、③日常活動のうえでの個々の関与のしかたでのプロセスや条件等に対しても相互に鮮明であることである。

④における時代的状況とは、前述した大学における内ゲバに限らず、下は家族から上は国家に到る全ゆる共同性の内部に発現せしめて居る事態であり、このことに無関心を装つたり、対岸の火だとはぐらかせて居るどのようなニコポン集団も思想的盲目である。そして更に、それを客観的に有弁に語つても、われわれの日常にとつては、内ゲバー爆弾をどのように演じることが可能なのが、切実な問題である。どのように演じるか、ここに尖端的な時代情況に風穴を開ける判断の基準が凝縮して居る。少し乱暴に言ひ換えれば、大学に幻想構成の水準としてのみのへ知識の裸形を生起せしめ、へ知識はそのへ関係域へをハク奪され、へ制度化された知識として投げ出され、思想的には、幻想の内ゲバー爆弾へと昇天していくことに対する、どのような歯止めを打つかとくうことである。

大学の現在の情況に風穴を開ける基準（基底）については、まず

もその内部でタブー化しないで継続的討論に付することにした。

一月二五日の抗議集会には、集会実行委一五名プラス四〇名から五〇名の学友の参集で為された。集会を内的に構成して居る自己の感性的契機が、勝共連合への嫌悪としてストレートに表明していく場としてあるが故に、発言者の集会への参与の位相を際立たせ、

アジテーションは、自由奔放、まさに十人十色であり、それ以上でなく、それ以下でもなかつたのである。「過激」な発言も「消極的」かなと思われる発言も、集会の参加者には了解可能である範囲では、それなりのサマになつていたのである。

「希望の日フェスティバル」当日が交通ストに重つたことで、我々は最底限の抗議集会を、「形どおり」行なつたのである。実体的粉碎行動が、流動的な学内情況を惹起させるとは思はないし、正直なところ、学生大衆の居ないところでの密室的なたたかいで、現在内ゲバ情況を現出するであろうし、何よりも「ペカ」をみるのは我々だからである。それよりもスト明ける運動の展開に心を碎いた。

一二月スト明けと同時にサークル連合のサークルに介入し、フェスティバル問題・常任委（勝共系サークルで独占して居る）の批判をテコにして公開討論会への結集を呼びかけていた。集会実行委としての一定の収約的なそれとして準備された。集会実行委内部においては「フェスティバル」の事実的終息に伴う拡散が、その共同性の水準に規定される形でやつてきたのは、この時期である。しかしの拡散情況は、たたかいでの出自に鮮明になれば、感性の直接性としての対象（勝共）が日常の後景と退くことによる不可避的なそれがとしてよく了解できることである。公開討論会は、対外的には不発であり、対内的（運動的）には、一応の収約的位置をもつた。そ

「苗づりのインテリゲンジヤ」や「観念的日常（生活の言語表現）」に社会的日常をみるしかないものである。全社会と局所の構造をそのように社会的（観念の苗づり的）日常のなかで透視すればよるのである。ただこのことが現実と激突する時の変容を構成する必要があることは前提である。情況に風穴を開ける基準（基底）は、大学に於ては徹底して、自分が抱えるへ社会日常の統括への觀念のアンテナの張り方一バランスに時代的根柢を与えることである。

②集会実行委の過渡性の了解は、フェスティバルの事実的終息と一二月段階でのサークルへの介入に主体的道筋をつけることから為さねばならない。サークル連合の一般サークル員の恣意性（良心的な一部を除いて、のぞき見趣味や過剰な保守主義の輩出）とその内部での空洞は、時代情況的課題として、みていくしかないのであり仮象的な対立やズレを事実性の側で扱かって、われわれの学生の日常の足下で何が演じられているかに注視すれば、彼らと五十歩百歩であることは自覺的であらねばない。集会実行委としての一段落はついた。そして本格的なたたかいで、自然的感性を超えた構成は、課題自体のもつ外在的吸引の自然的解体のところで、一定の段落はついた。

ところでの領域を更に要請して居ることは、われわれが、まだまだ以上課題は累積してある。

④集会実行委の多くの部分が二年以上の闘争の経験があり、この間の任務分担等の了解は、殆んど経験則から逸脱しないところでとられてきた。しかしバイト等で生活費を念出しなければならない者も多くあり、相互確認等は不斷にやつてきた。また集会実行委以前からの恒常的な活動家相互には、関係域に対する累積されたものがあり、このことが共同性へ抵触する範囲では、開明的にたててきた。しかしながら矛盾は、うまく解消されたとは言難い。例えば党派と非党派員との関係がそうである。関係それ自体は、相対的であるにもかかわらず、規範的に転移していくことに對して、共同性への足の踏み込み方として構成しなければならない。

(IV)

青学大におまる制度的な意味での「二部自治会」は七四年段階で当局から自治会費を凍結させられており、合法的機関として現在はない。旧「二部自」を構成していた活動家層は、そのほとんどが、七一年か七二年年度入学であり、個々人の自然的年令の側で不可避的に訪れている。「二部自」は、集団としては一年前に解体しているのであるが、大学闘争からの撤収の基準（総括）をあいまいにしていたが故に情況に主体が全く一方的に侵食されていくといった惨状であった。われわれは再度、旧「二部自」の諸君の結集をはかり総括の深化と最底限での自らのたたかいを鮮明化せんとした。一〇月以降の連續した討論では、「二部自」における集団一関係域に集中した。恣意的自由の評価問題・生活・家族・社会へ像々な試行錯誤が批判と新入生オリエンテーション独自開催等として、また二部が結成され、困難な日常構成を為しながら、「大学問題討論会」等を開催している。われわれは牛歩であろうと「一步」歩確実に進んでゆく所存である。

政治「評論家」もじよじよへ乾坤一擲のレベルに帰着したと思われるが、ドンキホーテになるのでもなく、政治帶域としての現実の共同性のへ場で、格斗や緊張を思想的弾機にした政治表現を克ち取らねばならぬ。

(V)

四月以来、青学大におけるたたかいは、表面的には、ない。しかしながら、個々の活動家たちにとっては、焦眉の課題が、増え地上が為されている。一部では、当局の弾圧に抗し、持続的な大学一勝は、旧「二部自」総括討論に結集したほぼ全員で「二部活動者共闘」が結成され、困難な日常構成を為しながら、「大学問題討論会」等を開催している。われわれは牛歩であろうと「一步」歩確実に進んでゆく所存である。

さて少し古くなるが、共産圏理論機關紙叛旗七号（第一論文、政治集団と規律）に「生活問題」に關して至極当然のことなのであるが、この日本の政治思想においては、注目せねばならないことを述べている。

『④政治組織は、組織体としては原則的に個々の生活問題を規律的に扱わない。組織体として扱う範囲は政治行為と抵触する範囲での（組織的）生活問題である。個々人にとつては生活は日常的に必然的にどのような形をとつてであれ遂行せねばならぬ、せざるを得ぬ、かつ価値源泉としての具体事である。だが政治集団にとつては、それらの個別営為が政治集団内、協力、融和、緊張関係にマイナス材料をもたらす局面においてのみ、その限りで不均等是正、政治氣風の形成、大衆的信頼度の獲得の問題として扱われ、全体化される。⑤だが政治内容・戦略を内的結集軸、对外評価軸とする政治集団にとって一義的でないとはいえ、政治集団は人間集合としての関係的側面を有しており、そのレベルでは生活問題は規律関係としてではなく、文言化されぬ階級規範に則つた相互批判関係として絶えず切開されねばならない。⑥生活問題については文言化された規律は必要ではなく、組織の集団的運営を円滑にしてゆく上での申し合わせ、取り決めが各級小集団単位でなされることで可である。』

われわれは、政治運動や社会的大衆的運動の内部で不斷に生起する生活問題のタブー→集団内部関係の捩れや齟齬→内ゲバ・戦線離脱といったタームを根源的な関係のへかくめいの側で徹底して止揚していかねばならない。ズブズブの經濟主義者になるのでもなく、また恣意的自由そのままにへ共同性へから逃亡し、自分は一人だから解放されているのだと強弁する（本気で思つてゐるのなら、この



I 部

- (1) (窮屈のなるもの)の後方へ
- (2) 労働外と生活的現実の位置
- (3) 通巻期における共同概念としての労働者運動
- (4) 戰域・組合・理念
- (5) 緊張をめぐる情勢と問題点

II 部

- (1) 国家公務員労働者運動の貢献の方達
74春闘結果と展望
—有馬 真一
- (2) 個別闘争が越えるべき思想的範囲は何か
光文社闘争について
—井上 春一
- (3) 中公闘争の課題とは何か
—高田 登一
- (4) 工高不当解雇回顧争議書
—荒川 守一
- (5) 制度化した日教組を解体し学校教育活動を擡げ
—大刀川 守一
- (6) 携帯労働者のスト権問題
—矢島 太郎
- (7) 地方自治体の財政危機、人件費改定をいかに闘うか
—寄稿—谷川 龍太
- (8) 横浜港よりの報告
—寄稿—西山 英生

八
跋
下

全国の同志・友人諸君！全国反戦線連合機関誌「呐喊5号」をお届けする。時代や社会は我々に苦闘を要求している。生活や家族日常のしがらみや関係を背負いながら、△たたかい△の△かくめい△の現在に固執する我々の裸形の姿態を明らかにしたいと思う。本号はI部を労闘領域編とし、II部を学闘領域編の構成になつてゐる。

我々は現在、光文社・教育社を始め諸々の争議支援に関わっているが、そこでの自立的闘かいは、日常から逸脱せざるを得ないことにより、各々の生活軌跡と生活環境を抱えもらひ、多様な感性的契機を有する人格同士が、様々な葛藤やせめぎ合いを通じてある相互の合い言葉や約束事や基準を人工的に構成せんとする努力と嘗為を指示している。我々は、当該一支援の実態的次元の相違を踏えつつ、なおかつ架橋せんと、一方では自前の政治思想や大衆像や日常的な集団編成の現存性をあからさまに突き出し、他方で、当該メンバーの根底的葛藤や苦闘を引き寄せ政治思想の豊富化をなさんとしてきた。本号の光文社闘争支援、○○○争議報告は、そのひとつの中程標であり、社会運動の行き着く果てを示唆するものである。なお、争議支援報告は、現在も闘いが流動的であり、対権力・資本への配慮から伏字とせざるを得なかつた。読者諸氏に了承願いたい。

- 58 -

叛旗

共產主義者同盟

共産主義者同盟政治機關紙 「叛旗」の定期購読を!!

毎月 1 日・15 日 発行
定価 一部 四頁 一百円

定期購読の申込みは、開封、密封の区別を指定し、料金を添えて、現金書留か郵便振替で。

郵便振替番号/東京一一一六二八五六
宛先/蒼銀社

切り取り線

機関紙「叛旗」の定期購読を

(開封・密封)で一年分申し込みます。
(該当するものに〇印を)

住所

TEL(自宅)

(勤務先)

反帝戦線機関紙 一第2号一

呐喊

B5版 110頁
価格 500円

I 部

- (1) 〈出版系労働争議〉の普遍的課題とは何か
- (2) 組合日常性のうちに新たな〈原則〉を
—K職場闘争報告—
- (3) 教育社闘争に於ける経験的中間総括
- (4) 労働者運動への政治的関与の準位
一畔倉 恒一

II 部

- (1) 立教大学学費闘争報告
- (2) 知的過程の変質と自立
一沢田俊一
- (3) 大学共同幻想の転位と変質の構造

III 部

- (1) 政治表現の連続性を確保せよ！
—全国反帝戦線連合—
- (2) 朝鮮・アジア民衆の苦闘と
如何に連帯しうるか
- (3) 部落解放闘争への我々の見解
- (4) 先端—土着国家思想への
批判的戦闘へ
(寄稿) 一神津 陽一

発行 / 全国反帝戦線連合

呐喊 第5号

500円

発行日 1976年6月15日

編集人 関口節夫

発行人 全国反帝戦線連合

発行所 新宿区百人町2-16-18

小林ビル105号 希望社

電話 03(368)4630

著者社 新宿区百人町1-11-31

齊藤ビル504号 03(362)0149

関西支社 06(451)4803

でも取り扱います。

価額 500円